

的町民を陰に陽に誹謗する者もある

甚しいに至つては、中村弘報委員委員長笹原武重のよう「中村弘報」を町の御用化して了つて、事實無根の事を捏造報道して革新的有志の名譽を毀損し、社會的信用を失わしめようと企てる破廉恥漢さもある

要するにこういう悪現象は、皆彼等が社會協同生活において、連帯責任及び相互義務の精神を以て、わが中村町を自分の町と思ひ、わが中村町政を自分の町政と思ひ、そして自分達の責任と正しい意思によつて、町政を革新淨化して公共の福祉を増進しようとする民主的精神、社會奉仕の精神のない結果である

以上は大体に於て誤りのない觀察批判であるが、違反建築公民館問題について言えば、わが憐むべき中村町民は、坂本町長、森議員、宮崎議員、池川議員、龜谷議員等の不正行爲を略ぼ察知し彼等の總辭職を望む者が、有権者の過半数あることは、事實であるけれども、此等の町民も町のボスに睨まれるのを怖れて、公然その意思を發表しないのが普通である、これは私共に匿名の手紙が來るのを見ても分る

現在わが中村町には、笹原武重を筆頭として、百人位大小ボスがいて見えて差支ない、或はそれ以上いるかも知れない、そして此等ボスの中、一三十名ばかりが、常に種々の分野において、隠然としてその勢力を揮ひ、その封建的

地位を利用して、自己の利益を計るために、町長や町議員共と結託して、わが中村町民の意思の自由な表明を抑制しているのである

特に注目すべきは戦時中の町内町長又は區長の役目を引繼いでいる駐在員と稱する役場の末端吏員が二十五六名あつて、彼等の町内における有力者、顔役、資産家などの地位に物を言わせて、町の封建獨裁的な政策や陰謀を、われわれ町民に納得さし、若しくは之に盲從賛同さすやうに誘導することが、殆ど常であるから、此等の封建的非民主的勢力を一掃して、自由平和幸福な文化都市を建設するには、一日も速に現在の公民館を眞正公民館として使用して、わが中村町民の精神を民主的に啓發指導するのが、最も効果的方法である

三「第二の危険な傾向は、自己中心主義ともいふべきもので、『面子』とか個人の政治的詐術とかの陰險な形でよく現われる利己的で不正なもの考え方だ」云々

わが憐むべき中村町民は極めて利己的で且つ極めて近視眼であつて、花より團子といひ、今日の花を明日如何に結實さすべきか、といふことは、夢にも考えることが嫌いであつて、他人を倒しても自分だけが立たうとし、個人の利益は社會公共の福祉の増進によつて獲得されると

いう社會生活の原則を知らないのである

例えば公民館問題にしても、唯だ單に映畫が見える、芝居が見える、若しくは森議員の友人であるとか、「中村演劇」の事務員であるとか、重役の親戚であるとかいうような情實因縁や利己中心的な物慾で、公民館の用途變更に賛成しているのであるから、彼等自身は、公民館の設置目的、その運営、その行事、その事業、公民館によつて彼等自身が如何に偉大な利益を享受するかというような事については、全然知らないであり、又知ろうともしないのである

こういう風にさ迷える羊のような町民をして眞に民主的に自覺せしめ、自分自身の智見で町政を批判し、自分自身の實力で中村町を發展さし、自分自身の努力で幸福追求の機會を把握せしめるには、一日も速に現在の公民館を眞正公民館として使用し、大に公民館活動を振起して、その偉大なる受益を、自ら實証的に悟らしめるより外に、取るべき道はないのである

四、第三の危険は、皮相な物の考え方である、日本人すべてが^①お題目のように『民主主義』を唱えているのが、その端的な例だ、親に反抗し上長の意見にしたがわないこともすべて民主主義の名の下に正當化されている^②云々此の一語はわれわれ日本人にとつては、實に頂門の一針となすべき痛烈な批判である

わが中村町のボスの中で、最も惡辣な、最も陰險な、且つ最も厚顔無智なボスであつて、しかも最もよくお題目のように民主主義を唱える者は、笹原武重である、彼は自ら編集する「中村弘報」の綱領として、

一、われ等は如何なる勢力にも屈することなく報道の自由を守り

二、嚴正中立の立場を堅持す

三、われ等は凡ゆる障害を排除し民主主義の進展を圖り公聴公報の目的達成を期す

と、麗々しくお題目を掲げているが、然し彼の言論及び行動は、正に之と反比例するものである

第一、彼は利己中心主義の故に、報道の自由がない、即ち彼は私利追求のために、報道の自由を、自ら意識的、計画的に放棄している、彼は「弘報」を以て、町長及び町議會の不正行爲、違法行爲を庇護隱蔽するために、御用機關化している

高知縣弘報委員會事務局編集、高知縣弘報協會發行弘報參考資料「弘報活動について」(昭和二十四年五月十五日)第二部「民主主義の手びき」(兵庫民事部C1 S)に、

「この新聞、雑誌、ラヂオ講演は、そのやり方次第によつては、非常に尤もらしいが誤つた世論を捏造したり、本當の世論を正しく傳えず、一方的な政策に對して特^③

味方する方向に世論を導く非常に強力な手段となり得る、もし少数のグループの人々が、社会の利益を犠牲にして自分達の利益を圖るため、賄賂を使つて新聞や雑誌を買収し、一方的な見解や誤つた事柄を書かせるならば、國民大衆が實際は欲していないことを、恰も希望しているかの如き感を抱かせ……言葉を変えていえば國民が宣傳に乗せられるわけである」云々

と述べてあるように、わが中村町の「弘報」は、町長や町議員と共に巧に共同謀議して、全く之と同じような非民主的報道をなし、町長や町議員共は、その公民館に關する違法行為、不正事件を隠蔽するために「弘報」を御用機關化しているのである

第二、従つて彼は「弘報」において町の正義者を平氣で誹謗、中傷するような人物であるから「厳正中立の立場」などは、夢にもないのである

第三、彼等の言論行動は、わが中村町の「民主主義の發展」の一大障害となつていたのである

上記「民主主義の手引き」に次の言葉がある

「こういう風に外觀上は民主主義であつても實際金権政治が横行しているのである、諺に「金は總ての門戸を開く鍵なり」というのがあるが、もし絶対権力をもつて金が世論を支配し得るとしたら、そこには最早民主主義はあり得ない」

現在わが中村町は、町長や町會議員共が、「弘報」を悪用し、詐欺と虚言と宣傳によつて、その數による暴力政治を強行し、彼等の非民主的政策に對して「特に味方する方向に町民世論を導く」ために、苦心慘膽しているのである以上述べた所は、決してさんぶ中傷ではない、「中村弘報」の報道を讀めば、私の批判の正しいことが分る

尚、笹原武重と共にわが中村町の「民主主義」の發足及び進展の妨害者を掲げておく

- 一、坂本重道町長
- 二、森清茂町會議議員
- 三、宮崎靜町會議議員
- 四、池川補町會議議員
- 五、龜谷長衛町會議議員
- 六、植田幸作町會議副議長

以上の指名及び批判に關して、私は良心に誓つて責任を持つ、要するに彼等の唱える民主主義は、未だ「お題目」にもなつていないのである、こういう誤つた民主主義を是正して、真正民主主義を町民全体に修得さして、各個人が情實因縁や皮相な物の考え方から脱脚して、わが中村町の民主主義の發足及び進展に寄與するためには、一日も速に現在の公民館を真正公民館として使用し、以て公民全体の自由な意思の總力によつて、公民館活動を盛にすることが必要である

五、

昭和二十五年三月十五日号「朝日新聞」第一面

「米國から歸つて」金森徳次郎」の中に、

「第三に、すべての政治が國民から生れてくるという姿、(中略)米國では一つの法律を作るについても、まず國民の請願から始まり、之に對する各方面の人々の意見を、公聴會で聴くことが行われ、それに基いてだんだんと政治機構が協力してゆく、こんな形で、たしかに民主政治の氣持を高めるに、役に立つものと思う」とあるこれは、私が多年念願している所であつて、私は公民活動を盛にすることによつて、先ず中村町民を民主的に自覺さし、人民と町當局や町議會とが、心から仲好く解け合つて、こういう風に人民の請願や陳情によつて、人民のために人民の條例を作り、親切で明朗で秘密のない人民の政治を行うことができる、と確信するものである

六、昭和二十五年三月十五日号「毎日新聞」第一面

「米國より歸りて」の中に、

「米國では少數黨の地位を非常に高く買う、カナダ議會でどうして少數黨を尊重するのか聞いたが、まだ政權に参加しない人民の代表者という意味で尊重するといつていた」とある、

昭和二十五年三月十八日号四版「朝日新聞」第四面
「博覽會隨想」の中に、

「第二會場の中央のリンカーンの像の前にならばせなければならぬ、『私は奴隸になることも、その主人になることも好まぬ』とその上にかかけられた言葉を讀ませ、今まで見たアメリカのすべての力強いもの、美しいもの、たのしいもの、明るく健康なものが、どうして造り上げられたかを知るために、この言葉を何度でも考へてみなさい、といわなければならぬ」とある、われわれ人間は互に基本的人權、即ち "ALL MEN ARE CREATED EQUAL" の原則に基く平等な生存權を尊重し合ひ、すべての人々が兄弟姉妹の同胞感を以て、他を支配せず自らも支配されない絶對平等の立場に立つて、如何なる場合にも、一人若くは少數の意見を心から尊重し、互に自他の意見を思い直し見直し合つて、町民全体のイニシアティブによつて、町政全般乃至日常生活設計等を、細に研究し自由に論議し合つて、凡そ万人が認めて、以て正しいと思ひ、善いと思ひ、美しいと思ふ町政を行うように努力すべきである、と常に考へているものである

それがためには、公民館活動が最も大切である、公民館活動こそ、實に町民全体が自律自治、ほんとうに自由な立場に立つて、現行法律のもと、自由に憲法を使いこなして、眞に民主的な文化都市を建設して、以て民主平和日本の建設のために、積極的に貢献することのできる最良最適

な實証的综合運動である、と確信しているものである

一日も速にわれわれ町民の請願や陳情が、町條例となり且つ之が町民全体に公表されて、人民のために、人民の意思によつて、人民の政治が行われるように、現在の公民館を真正公民館として使用し、以て大に公民館活動が盛になるように、伏して上天に熱禱するものである

貴長官殿、以上縷々申述べました所によつて、私が何故に用途變更に反対するか、私が何を糺弾し、何を目的とし、何を敷願し、何を實現しようと努力しているか、という事を御賢察して頂いたことと存じ奉ります

次は新公民館の建設に絶対反対の理由を申述べます

理 由

- 一、現在の公民館が違反建築物で、且つ彼等共同謀議者共は、用途變更の陰謀達成のために、昭和二十四年十二月八日發行建設省建許第三、一〇三号増築補修命令を實行しないばかりでなく、毎日晝夜興行場として使用している實情であるから万一用途變更が許可されることになる
- 二、公僕の法律命令違反行為は、特に許容せらるべきでないこと
- 三、町役場は、五月末日竣工の予定で、目下百二十万円の巨費を支出して、廳舎の災害復旧擴張工事を進めてい

る、予算書の上の遺繰りは如何様にも巧作することは出来るであろうが、この大金を何處からどうして拵えて来るか、それさえ實際は疑わしいほどに、財政が困窮している現状にあつて、更に新公民館建築費として五十万五万という大金を、どうして支出することができるのか、そういう財政余裕金は、一ペンスもない筈である

是は監督官廳が職権を以つて調査するならば、直ぐ分る事柄であるが、但し彼等共同謀議者共が現在の公民館を建設するために浪費した概算七百万円以上の公金を、何處からか吐き出すようにするのであるのなら、問題は別である

- 四、現在の公民館は、營林署を距ること四十メートル、町役場を距ること五十メートル、杉病院を距ること六十メートル、竹本病院を距ること六十五メートルの位地に在るから、映畫館や劇場やその他の興業場としての用途變更は、法律によつて許可されないこと
- 五、柱、階段、床板及び南北東の三面の外壁が耐火装置、不燃性構造でないから、映畫館や劇場やその他の興行場としての用途變更は、法律によつて許可されないこと
- 六、前二項は、支廳土木課監視員宮島譽富氏の調査による
- 六、前二項の箇所の適法な増築補修工事には、少くとも四十万以上の公金を支出しなければならぬこと彼等共同謀議者共は四十万円の予算を計上すれば、必ず又二十

万とか三十万とかの予算を追加計上して、公金の違法支出、不當支出、浪費等の不正行爲を働く惧れのあること
七、私は本年二月十二日、香川県小豆島苗羽村の公民館の實態を観察して大に教えられる所があつた。その後同村の「公民館の歩み」第一号を取り寄せて更に研究したが、同村は面積〇、四五六方里、戸數一、二三一戸、人口五、五〇九人の小村であるのに、その公民館は九五、九五坪の二階建である

然るに彼等共同謀議者共が現在の公民館の用途變更の替玉として新築しようとしている公民館は、圖書館地によれば三十坪以内、小學校校庭にすれば五十坪、こんな小規模の建物では、人口一万、戸數二、五〇〇戸を有する上に、更に將來大に發展しなければならぬ運命をもつてゐるわが中村町の公民館としては、物の役には立たないものである

必ず直に公民館活動に大支障を生じ、やがて又公金を浪費して新築しなければならぬことは、當然予想せらるべき事柄である

圖書館地は、町役場から數丁の距離に在り、且つ都市計畫のために、街角敷地を削られるので、餘り狭小であるから、わが中村町の公民館としては適當でない
小學校校庭は、町役場から數丁の距離に在り、且つ講堂、教室、教官宿舎、貯水池等が近接し、更に校庭を狭くす

るから、わが中村町の公民館を建設するには適地でない

八、彼等共同謀議者共は、現在の公民館を用途變更して、特定營利法人「中村演劇株式會社」の私益のために、公金を浪費し、町民を犠牲にして替玉公民館を建てるといふのであるから、狭小であらうが、役場から遠距離であらうが、彼等は何等痛痒を感じまいが、われわれ中村町民は、もはやこれ以上彼等共同謀議者共の私益のために犠牲になることはできないのである

現在わが中村町は、一ペンスも財政余裕のない困窮の場合において、新公民館建設のために、又々重荷を負わされることは、もはやわれわれ中村町の忍び得ない苦痛である、この意見は、用途變更賛成者も、又その反對者も、凡そ一致する所である

九、不肖坂本清馬の私見では、現在の公民館を廣く幡多郡下の公民館として開放するほどの大きい構想を以て、直に公民館として使用するのが、最も適當、最も迅速な解決策であり、且つわが中村町將來の發展のために、最善最良な方法である、と考へるものである

一〇、尙用途變更反對の理由として左記三項を挙げておく
(1)昭和二十五年三月一日發行「文社施第六五号」に、「公民館の名目のもと許可又は届出をしたものを、其後映畫館、劇場等、許可又は届出をした際の用途以外への使用變更につき、總司令部の意向もあり、嚴に禁止され

ている」とある

(2)わが中村町は、昭和二十四年十二月八日發行建設省建
許第三、一〇三号の命令通りに、現在の公民館を増築修
補するならば、一應適當な施設を備え、直に公民館とし
て使用することができる、従つて「新設を必要とする特
別の事情」(上記「文社施第六五号公民館建築許可基準
3のイ)」、否、正當な事情がないこと
(3)わが中村町財政は、一ペンスも余裕金がない、従つて
新に公民館を「設置するための資金計畫が確實」(右基
準3のニ)でないこと
前記第八項を御對照

以上申述べた所によりまして、私が何故に現在の公民館は
公民館として使用すべきであつて、劇場に轉化すべきでな
い、用途變更の身代りとして新に公民館を設置する必要は
ない、と主張する理由を、御諒解なさつて頂いたことと存
じ奉ります

何卒貴民事部におかれましては、わたくし共中村町民
に、特に御同情及び御救護賜わりたく、伏して歎願し奉り
ます

敬具

右坂本清馬

附記

中村町長坂本重道氏、は歎願理由書第一卷の通り、昭和
二十五年三月八日付を以て「公民館設置報告書」を、高知

縣教育委員會に提出済であるから、もはや用途變更及び新
公民館設置の必要はないのである

然るに彼は、それから二十日の後、即ち三月二十九日、
左記回覽を、われわれ全町民に示達した

回覽 公 告

公民館内賣店を入札によつて経過させますから
御希望の方は、左記により入札せられたい

昭和二十五年三月二十九日

中村町長 坂本重道

記

一、入札日時 昭和二十五年三月三十一日午後一時

一、入札場所 中村町役場

一、經營期間 昭和二十五年四月一日より一ケ年間

右賣店の箇所は、昭和二十四年十二月八日發行建設省建許
第三、一〇三号の命令により、物置に改増築せねばならぬ

部分であり、前記「公民館設置報告書」の添附書類土地
建物平面圖には、既に「物置」に改増築報告済になつてい
るのである

公民館には、賣店を設置することはできない、然るに彼等
は何故に公民館設置報告書を提出した後も、猶且つこうい
う風に平然として違法行為を強行するかといえ、右設置
報告書も、實際は用途變更のために、「政府をだますから
す」謀略に過ぎないからである

終

歎願理由書 第二卷

一九五〇年三月二十八日

高知縣幡多郡中村町
東下町一二四六番地

坂本清馬

四國民事部

ツール長官殿

歎願書

中村町立違反建築
公民館を純然たる
公民館として使用
する件

謹啓 私共四國四縣の人民が、常に尊敬し感謝し且つ心から指導者と仰ぎお慕申している四國民事部貴長官殿、不肖坂本清馬は、茲に恭しく首題の件に關して此歎願書を、貴長官殿に上ります

賢明仁慈にして親愛なる貴長官殿、不肖清馬は此問題に關しては、向に去年十一月五日付陳情書を以て、ビッグ前長官殿にお願申上げて以來、今日に至るまで數回に亘つて、陳情歎願書を差上げましたが、これ等の書類は、貴部

係様のお手許で、貴國語に翻譯されてあるそうですから、今日迄の詳細な経緯は、これらの書類について御覽して頂くようにお願致し、本書においては、今日迄の陳情歎願の趣旨の要点を申上げること致します

歎願の趣旨

一、公民館は、一中村町の公民館とか、乃至高知縣の公民館とかいつて、或る局限された地域において論議すべき性質のものではない
何となれば全州市町村の一つ一つが可及速的にほんとうの民主主義に基いて、眞に民主的に建設されることによつて、日本國が眞に民主的に建設されるからである
譬えば一つ一つの細胞が、それ／＼安定して健全に發達し自由作用することによつて、始めてわれ／＼人間の身體が完全な健康體として正常な活動をすることができると同じ道理である
ミケランジェロが「些事は完全を成す、而して完全は些事に非ず」といつた千古（エバアラスティング）の格言の如く、地方の一つ一つの町村のすべての個人がほんとうに民主主義の精神を身につけ、之を第二の天性にまで修練し上げることが、自分達の町村をほんとうに民主化するための必要條件であり、而して全國のすべて町村が眞に民主的に發展向上することが、即ち日本全國をほん

とうに民主化するために、どうしても無くしてはならない基礎条件であるから、地方自治体の一つ一つが、公民館の正しい運営によつて大に公民館活動の活潑化を圖り、以て日本民主化の基礎となることは、ポツタム宣言及び新憲法によつて、われ／＼日本國民に課せられた義務及び責任である。

二、今、わが憐むべき中村町民の中で、現在の公民館を映画館、劇場に用途變更することに、附和雷同している者は、凡そ左の六種類に屬するものである。

(1) 違反建築公民館建設委員長森清茂議員等が特に力を入れて宣傳する「折角出来た物だから」という最初からの計画的言葉に誘導されて、「折角出来た物を壊すわけには行かないじゃないか、不義の兒でも生れた以上は育てる責任がある、中村にあれ位の劇場は一つ位あつてもよい、太陽館と競争して双方の入場料が安くなつてよい」という享樂的な無智な、その日暮しの考えの町民（これは最も大多数である）

(2) 坂本町長、森、植田、宮崎、池川議員共や町の御用機關である「中村公報」「南國新聞」等の一方的宣傳を無批判に盲信している町民

(3) 故意に違反建築に味方している町のボス及びそのボスの勢力下に在る町民

(4) 違反建築公民館に關する公金の違反支出、不當支出、

及び浪費、並にノービルディング・ノーオフィスの特定期間法人である中村演劇株式會社が、公民館を獨占的に使用し、映畫興行を行うことによつて、町財政に重大な損失を掛けていることなどの、不正違反行為の秘密を知らない町民（町民の最大多數は、劇場賛成者も不賛成者も、皆その真相を知りたがつてゐる）

(5) 公民館に集つてゐるボス、公民館に雇用されている者、並にこれ等の者共の親族、又は友人

(6) 公民館活動によつて、町民全体の享受する民主的利益が、精神的にも物質的にも、乃至個人的にも社會的にも、如何に偉大であるかという事を知らない町民（約一萬の町民の中、この偉大な民主的利益を十二分に悉知している者は、殆ど一人もないといつて、決して過言ではない現狀である）

然し少しでも民主的町政を熱望している者は、皆現在の公民館を純然たる公民館として使用し、大に公民館活動が盛になることを切望しているといつて、決して我田引水の獨斷ではない

三、現在の公民館を眞正公民館として使用するか、映畫館、劇場として使用するか、ということについて、町民の世論に問ふ必要があるとするならば先ず公民館に關するすべての事を、町民全体に周知徹底した後、款項理由書第五卷に述べてあるように、ほんとうに公正妥當な

科學的方法をもつて、民主的に解決しなければならぬ

四、現在の公民館は、違反建築物であるが、公民館として建築許可を受けて建築した營造物であるから、映畫館、劇場に用途變更すべき建物ではない（敷原理由書第一卷「一〇」項御對照）彼等共同謀議者共は、昭和二十四年十二月八日發行建設省建許第三、一〇三号の命令によつて、現在の公民館を増築修補して公民館として、使用しなければならぬ義務、及び「興行場として使用してはならない」義務を課せられているにも拘らず、毎月二十四五日を營利を目的とする興行場として使用している（敷原理由書第四卷御對照）

此等の行爲は、「法律を實行する義務」「法律のもと上司の命令に服従する義務」のある公僕の精神に反するものである

万一林副總理が、彼等共同謀議者共の全然虚偽の陳情を輕信して、その政治的折衝によつて、用途變更が許可されることになれば、わが中村町民の遵法精神に重大な悪影響を及ぼすことになる

五、違反建築公民館の伏魔殿の内奥に、公金の違法支出、不當支出、及び浪費が潜んでいる、従つて背任、横領、贈收賄等の犯罪の容疑が濃厚であるから、万一用途變更が許可されることになれば、町財政は益々窮迫の一途を辿り、何時迄も封建獨裁、暗黒秘密の悪町政がよろ

ようする惧れがある

六、彼等共同謀議者共は、現在の公民館の用途變更の代償として別に小げな公民館を建築する許可申請書を提出しているけれども、替玉公民館に依つて、決して純然たる公民館活動は、興起しないのである

なんとなればほんとうに民主主義の原則に立脚し、社會教育法に基く真正公民館活動は、南海大地震以來今日に至るまで、常に公金上に不正を働いている彼等共同謀議者共の封建獨裁、秘密暗黒のボスの町政を根底から顛覆するものであつて、彼等は之を恐れること疫病の如く之を惡むこと蝮蛇の如きものがあるからである

七、ほんとうの民主主義による町政の運営は、彼等に取つては、殆ど致命的痛手である、彼等が如何に町民の意思によつて町民の爲に町民の政治を行うことを蛇蝎視しているかといふことは、昭和二十四年九月一日付で、高知民事部及び第一軍團から交付された市町村長及び全議會議長宛の覺書を忠實に實行しない事實及び町條例を全然町毎に公示しない事實を舉げるだけで十分である

八、彼等が、去二月二十二日に、高知市において、四國民事部スミス民間報道課長殿が、松本縣社會教育課指導主任殿及び上田縣弘報課長殿と協議の結果到達されたといふ、中村町立公民館問題解決の参考意見書四項目の中第二項の「若し町當局が別に公民館を建てて、現在の公民

館を廢止し劇場として用途變更する場合は、何等差支ないように思われるが、その場合新しい公民館が完成し、使用できるようになつて、はじめて登録、同時に現在の公民館の廢止届を出すこと、それまでは現在の公民館は公民館として使用することが望ましうとすう SUGGESTION を逆用して、替玉公民館を新築することを陳情請願しているのも、實際彼等が眞に民主平和日本の建設のために、公民館活動がどうしても必要であるということを自覺しているためではなくて、即ち去三月六日夜の違法公聴會で、亀谷町議會議長がわれわれ五六百町民の面前で、臆面もなく公言したように、「公民館を建てるといつて政府をだまくらかして建築した劇場」を、映画館、劇場に用途變更して、最初の計畫通りに、彼等を中心とする特定の營利法人である中村演劇株式會社の興行に依つて私益を計らうとするトリツクに外ならないのである。

九、この公聴會において、議員眞邊壽太郎君が、不當に長く、「われわれが今度新に公民館を建設するというのは、町民諸君の世論の賛同を得て、坂本清馬氏が主張される公民館活動を活潑化するためである」と三回も繰返して演説したのも、實際は現在の公民館の用途變更が唯一の目的である。

若し彼等が眞にわが中村町の民主的發展のために、どう

しても公民館活動が必要であることを、自覺認識しているならば、公民館に關する彼等の町政運営は、正に左の實行に移らなければならぬ筈である。

(1) 昭和二十四年十二月八日發行建設省建許第三、一〇三号の命令通りに、速に現在の公民館を増築補修すること

(2) 「興行場として〔絶対に〕使用しないこと」

(3) 上記の SUGGESTION を正直忠實に解釋して、「現在の公民館を公民館として使用し」直に公民館活動を始めること（數願書理由書第一卷御對照）

彼等が先ず之を實行しない限り、彼等の新公民館建設計畫は、飽くまでも「政府をだまくらかして」現在の公民館の用途變更を狙つたもので、決して公民館活動を目的としたものでないことが明である。

一〇、上述の理由を以て、不肯坂本清馬は、現在の公民館の用途變更及びその廢止並に新公民館建設に反對する

一一、去三月六日夜の違法公聴會の空氣を察して見るに、參集町民約五六百名の中、五割乃至六七割位は、彼等が無智なる故に、用途變更に賛成しているもののように思われぬでもなかつたが、然しそれでいて彼等の大多數は、公民館新築には賛成していないようであつた。

其の理由

(1) そうでなくてさえ狹隘な校庭が益々狭くなる（これは

小學校校庭に設置する案に對しての意見)

- (2) 公民館は、新制中學卒業生で上級學校に進學出来ない青少年達が、働きつつ學び學びつつ働く機關となるというが、公民館を學校内に併設すると此等惡戯盛りの者が、此所に入出し集合する際知らず識らずの間に、小學生に惡感化を與える恐れがある
 - (3) 圖書館を民間に賣拂つて公民館新築費に充當するのは折角できている町の財産をなくするだけである
 - (4) 小學校の教室を公民館の學級用として使用することは許されない
 - (5) 新公民館の建築費の不足額は、町財政余裕金で補填するというが、吏員に支拂う給與金がなくて困つていといつて、二十五万円の入場税滞納者に對して、機械と共に時價三・四万円の値打のある建物(家族の住宅と日々使用している便所を含む)を、差押えようとして令狀を發した町の財政に果して余裕金があるか
- 町長は、十二月一日發行「中村弘報」の聲明の中で、公民館建設予算並支出計算報告書を發表して、「公民館建設費財源は、出資金の外、入場料、一般餘裕財源等を以て支辨の方針である」といつているが、この余裕金と公民館新築費に充當するという余裕金とどういふ關係があるか
- (6) 概算七百万円の公金を支出浪費して現在の公民館を建

築して、町民に重い負担を荷わして置いて、しかも町當局及び町議會の不始末を隠蔽するために、更に又百万円を支出して公民館を建てて、益々町民の負担を重くするようなことは許されない

(7) 現在、町民は國稅及び地方諸稅負担のために將に休業しようとし、若しくは破産寸前の危機に直面している者さえ多數ある時、町の爲すべきことは、公民館を新築することではなくて、何より先づ町民の生計好轉の助けとなるような經濟計畫の樹立である

(8) 町は現在の公民館で、一ヶ月二十四五日公然興行をやつていのではないか、更に町に負担を課して、新に公民館を建て、現在の公民館を映畫館、劇場に使用變更する必要はない

(9) 町當局及び町議會議員等が、各人五万円位の割合で出資すれば、僅に百万円位は出来るから、彼等がその金で自ら公民館を建てて、一旦之を町に寄附し、何年かの後に町財政が豊になつた時、之を町に買収してもらえばよい(南京町地區の意見)

(10) インテリ層には、不肯坂本清馬の主張するやうに公民館として建築許可を受けて建築した造營物であるから、純然たる公民館として使用せよ、而して先づ町民の生活が豊になるように、町政を行え、というものがある(註：七、八、九、一〇はこの公聽會が開かれた日の翌日七

日、八日に亘つて、坂本清馬が調査した世論である。

二、私の公民館活動構想は、社會教育法の規定に基く活動を、大に布演擴充して、その活動の目的を先づ厚生經濟の實現におくと同時に、幡多郡の綜合開發及び幡多郡民の物心兩面のあらゆる分野における民主的發展におくものである。

(1) 従つて公民館の構築の大きいことそれ自体が、最も有利である。

(2) 出来るだけ速に、公民館で貿易品花むしろの製造技術を町民に傳授し、各家庭の主婦や娘さん達の家内工業とする。

これは隣接諸町村と相互扶助、共存共榮の産業であるから、農協や事業協同組合の活動によつて、その創業、運営、及び發展を圖ることができる。

(3) 毎年鮎の漁獲期に鮎の罐詰工業を行う。

(4) 幡多郡下労働組合のために、一ヶ月二、三回之を使用さす。

そうすれば目下資金難のために遅々として捗らない勞資會館を建設する必要もなく、その代りに適當に資金の集つた時、合宿所を建築すればよい。

(5) 青少年男女のために、社會教育法の規定に基いて娯樂と教養との十二分に盛られた映畫を一ヶ月に二、三回上映する。

(6) 要するに日本民主化の細胞組織として現在の公民館を最高度に活用し、數願理由書第十卷及び第三卷に述べてあるよう特定のグループの受益機關でなく、町政民主化の道場として、すべての町民が自由に出入し自由に會合して、相共に觀樂談笑し、相共に論議研究する社會學校兼町民の公有的家庭とする。

但し現在の公民館は、その位置が將來の中村町の公民館としては適當ではないと考えるから、幾年かの後には天神山を堤防の高さより三米突ばかりの高さに切下げて、此處に町役場の移轉を行つて後、役場の近に公民館を建設する、そして現在の公民館は、第二公民館として二階を大集會所、大講堂となし、一階は授産所とする。

(7) 經費の面においては、町民全体が一致協力して、眞面目に公民館を活用するならば、政府から出来るだけ多額な補助金を受けることも出来るし、又今日わが中村町議員にそれ〴〵二百円の日當を支給しているのを半額に減じ、且つ町長以下役場吏員及議員の出張汽車（汽船賃は二等）賃を三等に下げただけでも、年間十萬や二十萬の經費を捻出することも出来るし（坂本町長は、二十四年度は四月至十二月の間に三日に一日の割合で縣外に出張し、交際費四十萬円を使つている）、更に今の悪町政を根本的に革新して健全財産を樹立するならば、年に百萬や二百萬の節約は、安易に出来るのであるから、公民

館の維持費や活動費には、決して困ることはない
 (8)坂本町長は、言行一致しない極めて封建的な官僚であ
 つて眞の民主主義の原則を理解せず、且つ何人がどんな
 ような方策を授け、どんなに心切な SUGGESTION OR
 ADVICE を與えても、心から之を感謝して受け納れる
 雅量がなく、彼れ自らが公僕として、

法律を實行する義務

法律のもと上司の命令に服従する義務
 のあることを自覺しないで、「純然たる公民館を建設す
 る」と申請し、「政府をだまぐらかして劇場を建て、常
 に森清茂議員の横暴（これは事實である）に抑壓されつ
 つ、中村演劇株式會社と稱するボスの營利團を組織し
 て、われわれ町民の租税で建設した公民館を毎日興業を
 行つてゐるような無反省漢であるから、われわれ中村
 町民は、彼の言行をもはや信用することはできないので
 ある

賢明にして親愛なる貴長官殿、不肖坂本清馬は去二月十三
 日午前九時三十分頃、貴民事務部經濟課に出頭し、堀口良一
 通譯係殿を通じて、エーデン係官殿に
 去年十二月十五日に御召喚された時、「貴方達の有利に
 なるように解決つきたいと思つてゐる」と係官殿が御言
 葉がありました、その後興行場として使用することを
 やめないのです、これはどういう風になつてゐるでしょ

うか、伺つて頂きたい
 と御依頼しました處、堀口殿は、係官殿に御伺申して後、
 私に次の通り曰われました
 調べた處、知事が公民館として使用せよと命令を出して
 あるから、それで經濟課では、此以上この問題には觸れ
 ない

と仰せられました

その御言葉は、公民館として使用せよと知事が命令を出
 してあるから、公民館として使用してゐるかと思われ、
 公民館として使用するならば、營利を目的として興行をす
 ることは出来ないから、民間興行を妨害することはない、
 と解釋されるのですが、然し彼等共同謀議者共は、絶對に
 政府及び知事の命令に服従しないで、毎月公民館を二十四
 五日間映講、その他の興行に使用し、且つ民間業者以上に
 宣傳して入場者を集めてゐるために、依然として民間興行
 を壓迫妨害する事實を呈してゐるのであります

若し町のためには（實は特定グループのためには）、一
 興行者の犠牲の如きは問題でないとするならば、全國各市
 町村の公民館活動を盛にして、民主平和日本を建設するた
 めには、一中村町の劇場の如きは問題でない、と言ひ得る
 のであります

賢明仁慈にして親愛なる貴長官殿、人權は平等でありま
 す。"ALL MEN ARE CREATED EQUAL" 基本的

人權は、日本國憲法によつて、永久に侵すことのできない權利として、われわれ日本國民に保障されている平等な生存權であり、公共の福祉に反しない限り、自己の幸福を追求し得る權利であります

法律を實行すべき義務を有し、法律の下上司の命令に服従すべき義務のある公僕が、計畫的に「政府をだまくらかして」、違反建築物を建築し、政府及び知事の命令に反して、常設劇場化し、毎日興行をやつてゐるために、常に正しく營業し正しく生活してゐる民間興行業者が、何故にこの基本的人權、即ち平等な生存權を侵かされなければならぬのでしょうか、不肖坂本清馬の理性及び良識を以てしては、どうしても之を理解することができません

賢明仁慈にして親愛なる貴長官殿、伏して願うらば、不肖坂本清馬が去年十一月五日付を以て前ビッグ長官殿にさし上げた陳情書及び其後の歎願書等において哀訴歎願してありますように、わが中村町立公民館を、一日も速に純然たる公民館として使用し、われわれ中村町民が常に連帯責任、相互義務、相互扶助の精神を以て、これを民主的に運営し、大に公民館運動を振興して、厚生經濟を樹立し町民の生活を安樂にし物心兩面における文化を向上さし、租税完納の模範都市を建設して民主平和日本の建設の爲に、最高度の機能を發揮することができるように、御授護なさつて頂き度、茲に眞に愛町愛民の町民を代表して不肖坂本

清馬、謹んで此歎願書を貴長官に奉ります

敬具

右坂本清馬

附記

わが中村町立公民館問題は、單なる公民館のみの問題ではなくして、中村町政の封建獨裁暗黒秘密の暴力的状態から發生した現象であるから、之を根本的に解決するには、どうしても町政自体の肅清革新から始めなければならぬのである

現在の公民館は、たつた八坪の増築を行つて娛樂室、郷土品陳列室等を施設するだけで、一應公民館として登録し、社會教育法に基く公民館として使用できるように、極めて寛大な行政的措施を受けてゐるのであるから、速に公民館活動を起すようにして、われわれ中村町民が、理論やイデオロギイに依つてではなくて、眞に實証的、現實的に、公民館の利益價値を認識体験することができるよう處置するのが、坂本町長及び町議會議員に課せられた公僕としての義務である

歎願理由書 第三卷

昭和二十五年三月三十一日

高知縣幡多郡中村町東下町

坂本清馬

四國民事部

ツール長官殿

中村町立公民館に關する件

謹啓 わが中村町長坂本重道氏は、昭和二十五年三月三日議案第号により公民館條例を改正し、即日これを施行した。但し町民は誰もその内容を知らない、私は入手した資料によつて、之を批判し彼等協同謀議者共の意圖の在る所を明にする。

その第一條には、

本町は社會教育法（以下法という）第二十一條第一項の規定に基いて公民館を設置する

その第二條には、

公民館は中村町公民館と稱し中村町大字中村北天神橋一〇三番の七に設置する

と明記してあるから、是れは明かに「純然たる公民館」を設置するといふのであつて、最初「虚偽の公文書を作成して」「政府をだまぐらしかして建てた」といふ現在の擬装公

民館——映畫演劇場を、社會教育法第二十一條第一項の規定に基いて眞正公民館として使用することを規定したものであつて、そして「公民館設置報告書」はこの旨を、監督機關に報告したものである

換言すれば現在、公民館で、毎日晝夜映畫興行をやつてゐることは、社會教育法の違反であり、且つ建許第三、一〇三号の「興行場として使用してはならない」といふ命令違反であるといふことを、露骨に公表した條例である

町長及森議員を中心とする共同謀議者共は、ほんとうに公民館活動を実現するために、本條例を施行したのではない、彼等の目的は又々政府及縣教育委員會等上司を「だまぐらしかして」現在の公民館を劇場に用途變更しようとするに在る

即ち單に形式的に新公民館を設置した後、現在の違反建築物公民館を廢止し、之を劇場に轉化して、名實共に「中村演劇株式會社」と稱する特定營利團の獨占的映畫劇場に變更しようとする陰謀に外ならないのである、私は之を實證する証據として左の事實を擧げる

一、「中村町立公民館條例」の附則は

「この條例は昭和二十五年三月三日から施行する」と規定してあるから、彼等は三月三日以後は、自發的に公民館活動を開始しなければならない、當然の責任があるにも拘らず、依然として映畫興行をやつてゐる

二、中村町長坂本重道は、昭和二十五年三月八日付を以て「公民館設置報告書」を「高知縣教育委員会」に提出したのであるから、おそくとも三月八日以後は、自律的に公民館活動を開始しなければならない當然の責任があるにも拘らず、依然として映畫興行をやつてゐる

三、前項設置報告書の第五項には、「事業計畫」といふものを掲げてある（敷願理由書第四卷御閱讀）その計畫は、毎年度の行事、毎月の行事、毎週の行事等がある。即ち

B「毎月の行事（1）婦人學級、成人學級、小中學兒童演說會、討論會、映畫觀賞會等を適宜開催する」

C「毎週の行事（1）毎週木曜日維持資金造成のため映畫會を開催する」

とあるが、

このB及びCの行事は、彼等が公民館で引續き映畫興行をやるうとする地雷火線であると推定する

（参考、四月十二日午後三時頃、いわゆる公民館運営審議會委員木戸鹿野氏を訪問した時、彼女は「第一回の委員會では、十日間興行をやつて、残りの二十間をどういふ風に町民に開放するかということについて話がありました。私が「私は『事業計畫』は知りません」といつた、即ち十日間は依然として映畫興行をやつて、しかもBの如く毎月適宜に「幾日か」映畫觀賞會を開催し、及びC

の如く毎週維持資金造成のために「幾日か」映畫會を開催するといふのであるから、他のプログラムは、假裝の羅列であるといわれても、辯解の辭はないではないか）即ち町長は「公民館設置報告書」を提出して後も、明會議員森清茂を殆ど唯一の實権者とする特定の營利會社である中村演劇株式會社の映畫興行のために、毎日公民館の名稱及び建物を使用してゐるのであるから彼の「公民館設置報告書」は「政府をだまぐらかす」虚偽の公文書である、と斷言する、これは茲に貼附する中村演劇株式會社の「おわび」（四月十六日の高知新聞、毎日新聞朝日新聞に折込んであつたもの）が、何より雄辯に証明する所である

（敷願理由書第十三卷高知縣教育課指導主任松本純一殿宛報告書御參看）

四、本年三月三十一日で期限満了の館内食品賣店を引續き營業さすために、三月二十九日付坂本町長公告を以て、館内賣店の入札をさし、「昭和二十五年四月一日より一ケ年間」經營さす措置を講じたのは即ち公民館を公民館として使用する方針でないことを裏書するものである

五、運営審議會委員の委嘱が社會教育法の規定に反するものである
町長が獨斷的に委嘱し、議會が違法に選任した委員の定数は十七名で、その氏名及職業等は、既に記載した通り

であるがその中東川圭助は、中村第一等の資産家で、森清茂議員の姻族である。委員笹原武重が中村第一の典型的悪質ボスで、私利私慾の前には、人道正義を捨てること弊履の如き人物であることは、餘りにも有名な事實であつて、森清茂の陰謀の指導者若しくは顧問であると噂されているが、私はいろいろな経験によつて、これは事實であると思つてゐる。委員長森清茂は、公民館建設委員長になり、中村演劇株式會社社長になつて悪の花を咲かしたのであるが、今又公民館運営審議會委員長になつて悪の實を結ばせようといつてゐるのである。彼は、才子であるが、その才を私利の爲に悪用して中村町の財政を益々困窮さし、公民館の紛擾を惹起した元兇である。副委員長長川村清水は、神職であるが故に、極めて利己中心的な人物である。委員長森清茂以下松本惇爾に至る七名は、各々職業別に選挙推薦されたかのように記されてあるけれども、彼等は皆議員であつて、町議會が勝手に持えたものである。これは事實であつて想像ではない、法の規定では、町議會教育民主委員會に、委員推薦又は選出の資格はないのである。詰りこの七名の違法悪質議員と、笹原武重ボス及び森の

姻族東川財閥と結託すれば、審議會をリードすることができるといふ計略を以て、議會で之を決定したものである、こういう風にして勢揃えしたのが、これら七名の顔觸である。申すまでもなく、「公民館運営審議會」の事は、法第二十九條及び第三十條に規定されてある、第三十條においては、市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議會の委員は、左の各号に掲げる者の中から市町村の教育委員會（註、教育委員會ができるまでは市町村長）が委嘱する。

一、當該市町村の区域内に設置された各學校の長

二、當該市町村の区域内に事務所を有する教育、學術、文化、産業、労働、社會事業に關する團體又は機關で、第二十條の目的達成に協力するものを代表する者

三、學識經驗者

と規定されてあるから、議會が互選したり、推薦したり又は委嘱したりすることはできないのである。又坂本町長は、「左の各号に掲げる者のうちから、市町村長が委嘱する」とあるから、町長自らの了見で、それらの中から適宜適量に分別委嘱すればよい、掲げてある全域から各別に委嘱するに及ばない」といふ見解であるけれども、私の解釋は之とは違ふ、私は公民館が設置目的、その活動、その行事、その功利等の点から見て一人

でも多く住民を參與さして、民主的意見の總和によつて正しく運営すべきものである、と解釋するものである、従つてわが中村町公民館については、次に記す団体機關等から選出され推薦された、代表者を網羅する必要があらうと思ふ

- (1) 官公立各學校の長
- (2) 中村愛育園主事
- (3) 中村建築係については
- (4) 中村建築係については
- (5) 中村左官勞組の代表者
- (6) 縣交通勞勞組の代表者
- (7) 陸運勞組中村支部、丸通從業員合同運送從業員の合同協議會によつて選ばれた代表者
- (8) 東川製紙工場、製粉組中村支部の代表者
- (9) 九つの製材工場の合同協議會によつて選ばれた代表者
- (10) 日少、且つ經營者が同一なるが故に
- (11) 工場從業の合同協議會によつて選ばれた代表者
- (12) 飲傭勞働者(自由勞働者)の代表者
- (13) 農業者の代表者
- (14) 農業者の代表者
- (15) 民生委員の代表者
- (16) 母の會の代表者
- (17) 婦人會の代表者
- (18) P.T.A.の代表者
- (19) 青年團の代表者
- (20) 女子青年團の代表者
- (21) 未亡人の代表者
- (22) 戦歿遺族の代表者
- (23) 引揚者の代表者
- (24) 理髮業者の代表者

- (25) 女髪結業者の代表者
- (26) 一般町民(男子五名、女子五名)
- (27) 地主家主組合長
- (28) 借地借家人組合長
- (29) 支廳職組の代表者
- (30) 專賣公社職組の代表者
- (31) 財務職組の代表者
- (32) 全選職組の代表者
- (33) 教育組合の代表者
- (34) 中村勞政所長
- (35) 中村公共職業安定所長
- (36) 食糧配給所長
- (37) 縣交通中村營業所長
- (38) 陸運中村營業所長、丸通中村營業所長、合同運送中村營業所長、野村産業中村營業所長の中から互選された
- (39) 中村郵便局長
- (40) 中村電氣通信管理課長
- (41) 中村稅務所長
- (42) 支廳稅務課長
- (43) 支廳教育課長
- (44) 金融機關の代表者
- (45) 金物商の代表者
- (46) 中村稅務所長
- (47) 製材第一の事業家東川主助が類物商であるが故に、但除町會議員
- (48) 書籍商の代表者
- (49) 鮎漁業組合長
- (50) 農地委員長
- (51) 籍護士一名
- (52) 司法保護少年業者の代表者
- (53) 社會福祉機關代表者
- (54) 公安委保護機關代表者
- (55) 消防團長
- (56) 中村保健所長
- (57) 醫員の代表者
- (58) 齒科醫師會の代表者
- (59) 眼科醫師一名
- (60) 藥師會の代表者
- (61) 藥師會の代表者
- (62) 宗敎家一名
- (63) 學刺師の代表者
- (64) 莫産製造業者一名
- (65) 娛樂健康藝術關係について
- (66) 柶柳關係者一名
- (67) 娛樂健康藝術關係について
- (68) 柶柳關係者一名
- (69) 繪畫敎官一名
- (70) 體操敎官一名
- (71) 茶華道は音樂敎官一名

家一名、謠曲家一名、舞踊師一名、映畫興行業者一名、
その他の興行業者一名

以上の如く廣く各層各域の者を網羅すべき性質のものであるが、但だこれらの者のうちから四五十名ばかりの者を常任委員として互選する方法も考えられる

若し町會議員を入れておきたいならば、「學識経験者」として二名程度で澤山である、思うにたつた十七名の委員中、町議會の議員が七名も介入しているというような現象は、日本國中何處の公民館に行つてもあるものではない。詰り公民館は、町役場や町議員共のものではなくて、廣く町民全体の民主的機關として、すべての町民が何時でも自由に出入し、自由に使用し得べき性質のものであるから町會議員が多數介入する時は、その運営上に知らず識らず町政的色彩が濃厚になつて來て、公民館の本然の民主的性質を喪失する虞れがあるからである、この事は、文部省發行「公民館設置しをり」の「四、公民館の維持及び運営」の(三)の項において、

「公民館事業の運営は、公民館委員(「法」の運営審議會)が主體となつて之を行うこと」

と、特に教示してあるのを見ても、甚だ分明である
さればこそ「法」第三十條第三項には

「第一項第三号に掲げる委員(註、學識経験者)には、
市町村の長若しくはその補助機關たる職員又は市町村議

會の議會の議員を委嘱することができる」

と規定されてある所以であつて、どうしても委嘱しなければならぬという義務的規定ではないのである、しかもその委嘱は「學識経験者」という條件付であつて、上掲「公民館設置報告書」にあるように「藥劑師、會社員、樂器商齒科醫師、精米業者、金物商、洋服商」の如きいわゆる職域的のものではないのである

要するに本委員の委嘱は、坂本町長と町議會とが、封建獨裁的に協議選定委嘱すべきものではなくて、「法」第三十條第二項に、

「前項第二号に掲げる委員の委嘱は、それぞれの團休又は機關において選舉その他の方法により推薦された者について行うものとする」

と規定されてあるように、原則として選舉その他自主的方法に依り推薦された者について委嘱すべきが當然である、此處に公民館の運営は、町民自らの自由意思と合議制審議とによつて、できるだけ民主的に行わるべきものであるという「法」の規定の大眼目がある、と私は解釋するものである

但し万己むを得ない場合、その方法が公正妥當であるならば「その他の方法による」のも、亦勿論差支ないのであるけれども、わが中村町長坂本重道氏のように、如何なる委員を任命又は委嘱するにも、常に指名又はボスの推薦に

一任し、若しくは協調圓滿の名のもとに町議會に僕々爾として謀る（諮るではない）ことの好きな人物が、首長であるような市町村に在つては無記名投票による選挙推薦が、一番無難であつて、且絶對不可缺な條件である、と考ふるものである

この事は、文部省發行「公民館設置運営のしをり」（前掲同項（三））に、

「公民館委員会（註、「法」の運営審議會）の委員は、町村會議員の選挙方法に準じて全町村民の選挙によつて選出するのを原則とすること」

特に明示してあるのを見ても、私の上記の見解は正しいと思われ、しかもこのようにして選出された代表者を委嘱するに當つて、坂本町長のようにビクビク然として町議會に謀る必要はなく、町長自らが民意の在る所を尊重して、「法」により與えられた権限で之を委嘱した上で、町議會に連絡を取ればよいのである

執行機關も議決機關も各々正義人道に立脚して、「法律」「命令」を民主的に實行する公僕の義務を行い、責任を果たせばよいのである

尚、公民館の館長その他必要な職員任命も、市町村長の権限に在るのではなくて、「法」第二十八條に

「市町村の設置する公民館の長その他必要な職員は、教育長の推薦により、當該市町村の教育委員会が任命する

前項の規定による館長の任命に關しては、市町村の教育委員会は、あらかじめ、第二十九條に規定する公民館運営審議會の意見を聞かなければならない

と規定してあるように、公民館の館長、その他の職員推薦権はすべて教育長に在り、その任命権は、當該市町村の教育委員会にある、但し館長の任命に當つては、教育委員会は、あらかじめ運営審議會の意見を聴かなければならないことに規定されてある、要するに公民館の人事に關しては、市町村長には、推薦権も任命権もないのである、唯だ「現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間」、暫定的に任命権があるだけのことである

茲にわれわれが特に認識しなければならないことは、公民館の組織、運営は、飽くまでも民主的であつて天降式や官選的であつてはならない、即ちその市町村全住民の自由に表明した意思に基いて組織し、運営することによつて、その市町村の政治、經濟、文化、乃至一切の生活實態を民主化するることによつて、日本民主化の目的を達成しようとする「法」の民主的規定である

此處において私は本年二月二十一日、縣教育長の室において、四國民事部ヘーガー教育課長殿が、公民館の在り方について述べられたことを抄録する（本節については、願理由書第十卷を御閱覽を乞う）

その他いろいろと、坂本町長、森、池川兩議員に、恰も慈母が赤子に乳房をふくめるように、懇切丁寧に啓蒙提誨せられたことも、町の公共事業の美名に隠れて、公金浪費による私利追求に狂奔している彼等共同謀議者共に取つては、全然馬の耳に念佛ほどの値打もなく、彼等は今猶「政府をだまくらかして」用途變更を實現したい、と苦心慘膽しているのである。

之に反して香川県小豆島苗羽村の公民館の實態は、どうであるか。

苗羽村公民館は、「公民館使用規程」に基き、村民に廣く開放し、吾々の家、自分の茶の間として、氣持よく足のむくところ、別に用事はないが出かけてみようかという心持になれるようにつとめている、そしてその内に、自分で整え、自分で美しくする、民主的訓練が自然の中に行われる様に努力している」と述べてあり、又事實その通りである、正しくヘーガー課長殿の御意見の通りであつて、實に羨しい極みである。

同村「公民館運営細則」(運営方針)の「四」には、「公民館は、本村民の家である、従つて村民の總てが自分の家として愛情と親しみをもつて相集い、そして村民相互の親睦交友を深めつつ、民主的實踐を習性にまで訓練しなければならぬ」と規定してあるように、村民の總てが、老若男女、上下貧富の差別なく、皆平等の立場において互に

人格を尊重し合い、一定の紀律の下に、自然に秩序を保ちつつ常に自由に出入し、自由に使用し、ほんとうに心から打解けて親睦友愛することのできる、最も民主的な公共機關が、即ち公民館である。

然るにわが憐むべき「中村町立公民館條例」なるものを見るに「公民館の施設は、特定の官公署、學校、各種團體ならびに本町の住民に使用せしめることが出来る」(第五條)と明記されてあつて、許可又は認可制になつてはいるが、これは明に公民館の本旨に反する規定である。

乃ち「使用せしめることができる」といえば、又「使用させないこともできる」ということになるのであつて、此處にも亦明かに彼等共同謀議者共の封鎖獨裁性の専制的色彩が濃厚に現わされているのである、固より公民館建物の保護や施設備品等の保存を徹底するため、一定の規則を設けて、使用者の責任を要求すべきは當然であるが、住民である限り、何時でも自由に出入し自由に使用し得べき公共機關であつて決して、許可又は認可制によるべきものではない。

さればこそ「苗羽村公民館規程」の第十二條には、左記の通り規定されてある。

本館を使用するものは、左記事項を心得なければならぬ

- 1、民主的であるために、各自が責任と義務とを自覺し

- 特に時間勵行をすること
- 2、自由平等であるために、靜肅を旨として他に迷惑を及ぼさないように館内の秩序を維持すること
 - 3、自分の家であるから、湯茶は自由に使用して、使用後器具等は所定の場所へ返すこと
 - 4、自分の家として使用前には、必ず清潔整頓をすること
 - 5、火災の予防に留意して、火鉢、灰皿は、火氣の始末を完全にし、使用後は必ず所定の場所に集めておくこと
 - 6、団体で集合する責任者は、備品使用員數の受渡を確實にすること
- と、極めて自由に規定されてあつて、すべて使用者の責任と義務とを以て、ほんとうに民主的に運営されるようになつてゐる
- 貴長官殿、私が上來くどくしく「中村町立公民館條例」及「公民館設置報告書」を批判し、且つ苗羽村公民館の實態と比較しました所以は、彼等共同謀議者共が、
- 一、飽くまでも「政府をだまくらかして」用途變更を實現しようとして、今猶違法な努力を續けていること
 - 二、「公民館設置報告書」は、虚偽の公文書であること
 - 三、すべてが非民主的であつて封建獨裁的であること
 - 四、「用途變更」に依つて利益を受ける者は、町長及び町會議議員や一部の民間株主であつて、大部分の町民は決

して利益を受けるものでないこと

むしろ町財政を益々困窮に追込む處れがあること

五、新に公民館を設置する經費、又は圖書館を増改築する經費は、一ペンスもないこと

目下公金百二十万円を支出して、役場廳舎の災害復旧増修を行つてゐるが、昭和二十四年度の町財政歳出入予算を研究してゐる町民から見ると、こういう大金が何處から生れて來るかが、既に一大不可解であること

等の實態實情を御賢察下さいまして、彼等の「用途變更」等許申請及び新公民館建築申請が、法律の尊嚴性、即ち正義性、公平性、社會的普遍妥當性によつて却下され、以て一日も速に現在の公民館が眞正公民館として發足することができますように、特別な御救護を仰ぎ奉りたいからであります

依て右伏して歎願し奉ります

敬具
右坂 本 清 馬

歎願理由書 第四卷



文社施第65號

昭和二十五年三月一日

高知縣教育委員會殿

文部省社會教育局長 西崎 惠
文部省管理局長 久保田 藤麿

課長
中島

公民館建築許可申請取扱について

松本

標記のことについては、昭和二十四年三月二日付建發第五三九號共同通信を以て示したが、今般臨時建築等制限規則の改正により、「公民館建築許可基準」を別紙の通り改正するが、

なお改正の主旨は、大規模な木造建築物を規制し、且壓延鋼材の有効な利用を圖り、いわゆる不燃建物を助長するを目的とするものであるから、これが指導に努めると共に、公民館の名目のもと許可又は届出をしたものを、其後映畫館、劇場等、許可又は届出をした際の用途以外への使用變更につき總司令部の意向もあり、嚴に禁止されているから、本基準を嚴守し、これが許可については、充分慎重を期せられたい。

特に本通達については、建設省住宅局長の了解済につき念のため申添をなす。

公民館建築許可基準

1. この基準において公民館とは、社會教育法第二十一條によつて設置する施設をいう
2. 公民館の建築許可の取扱を次の通り區分する
 - (イ) 建設大臣の許可
 - (一) 木造で聴衆席を有する300平方メートル(約90坪)を超えるもの
 - (二) 木造で聴衆席のない1,000平方メートル(約302坪)を超えるもの
 - (三) 木造で増築の場合は、既存部分の床面積を加算した合計が300平方メートル(約90坪)を超えるもの
 - (四) 建築する部分に使用する鋼材が100トンを超えるもの
 - (五) 臨時建築物等制限規則(昭和二十二年閣令第六号)施行後に建築した部分の床面積が1,000平方メートル(約302坪)を超えるもので、許可又は届出をした際の用途以外への使用變更するもの
 - (ロ) 都道府縣知事の許可
 - (一) 木造で聴衆席のない300平方メートルを超え1,000メートル以

下のもの

- (二) 建築する部分に使用する鋼材が10トンを超え100トン以下のもの
- (三) 臨時建築等制限規則施行後に築造した部分の床面積が300平方メートルを超え1,000メートル以下の建物を、許可又は届出した際の用途以外への使用変更するもの

(ハ) 都道府県知事への届出

- (一) 聴衆席の有無にかかわらず、300平方メートル以下のもの
- (二) 増築の場合は既存部分の床面積を加等した合計が300平方メートル以下のもの
- (三) 建築する部分に使用する鋼材が10トン以下のもの

3. 公民館の建築許可申請に際しては、次の条件を必要とする

- (イ) その市区町村において、現在社会教育法第二一條の目的を達成するに、適当な施設のない場合、又は新設を必要とする特別の事情がある場合であること（註、わが中村町は本項には該当しない）
- (ロ) その設計は単なる公会堂に墮することなく、社会教育法第二十二條に該当する社会教育活動を行うにふさわしい施設、例えば會議堂、集會堂、圖書室、資料展示室、娛樂室等の設備を有するものであること
- (ハ) その運営方針が社会教育法第二十三條の趣旨を嚴守するものであること
- (ニ) 設置のため資金計畫が確實であること

4. 建築許可申請書には中央扱、地方扱を問はず、次の書類を添附せしめること

(一) 市町村立公民館の場合

- (イ) 市区町村公民館設置條例の寫
- (ロ) 公民館により実施しようとする事業計畫書
- (ハ) 豫算概算書（設置費及び經費豫算を含む）
- (ニ) 當該都道府県教育委員會の意見書
- (ホ) 設計圖（平面圖並に立体圖）

(二) 公益法人が設置する公民館の場合

- (イ) 法人の許可指令書の寫
- (ロ) 法人の定款又は寄附行為記載書
- (ハ) 公民館により実施しようとする事業計畫書
- (ニ) 豫算概算書（設置費及び經常費豫算書を含む）
- (ホ) 當該都道府県教育委員會の意見書
- (ヘ) 設計圖（平面圖並に立体圖）

なお公民館類似の文化施設、例えば文化會館、教育會館等の建築許可に關してもこの基準に準じて取扱う

公民館設置報告書

幡多郡中村町

昭和二十五年三月八日

幡多郡中村町長 坂本 重 道園

高知縣教育委員會殿

公民館設置報告書

左記の通り公民館を設置したので社會教育法第二十五條の規定により報告いたします

一、名稱及所在地

設置昭和二十四年十一月一日
 本館分館の別 名稱 所在地 建物の有無 坪數 併用の別
 本館 中村町中村大字中村公民館町一三番の七 有 二七四、七八五 獨

二、公民館運営審議會委員

定員十七名 任期二年

氏名	性別	具体的職業	推薦母体
松本 恂爾	男	藥劑師	中村町議會教育民生委員會
佐竹 勝	〃	高知縣陸運株式會社員	全
宮崎 靜	〃	樂器商	全
田村 貞雅	〃	齒科醫師	全
北村 實	〃	精米業	全
楓 俊一	〃	金物商	全
森 清茂	〃	洋服商	全(註以上七名町議會議員)

三、公民館役職員

役職名	氏名	俸給手當	兼任公職名	公職有無	經歷の概要
館長	小野英馬	手当なし	中村町役	なし	昭和九年中村町収入助役、昭和二十年中村町助役
主事	山崎 迪	手当一、〇〇〇	愛育園主事	なし	昭和二十四年教育職員
監視員	野並勝治	七、〇〇〇	なし	なし	昭和二十一年神戶刑務所典獄補、昭和二十四年農業會經濟部長
山崎 進	〃	〃	中村圖書館長	學識經驗者	
木戸鹿野	女	ナシ	全		
東川圭助	男	金物商	中村町商工會		
笹原武重	〃	中村木工補導所長	弘報委員會		
池 誠美	〃	中村高等學校教官	中村高等學校		
山崎 迪	〃	中村愛育園主事	中村町連合青年團		
宮崎 茂	〃	中村中學校長	中村中學校		
沖村正清	〃	中村小學校長	中村小學校		
川村清水	〃	一條神社社司	民生委員會		
増田美保	女	幡多支廳書記	幡多支廳勞動組合婦人部		

四、經費の概要

設置に要した		経費	
項目	金額	項目	金額
町税	三、〇一六、〇〇〇	職員報酬	二四、〇〇〇
使用料	二〇〇、〇〇〇	職員報酬	五六、〇〇〇
公費土地	五〇〇、〇〇〇	需用費	三六、〇〇〇
賣掛代金		旅費	七〇、〇〇〇
		その他	三〇、〇〇〇
		新築費	三、五〇〇、〇〇〇
		新築費	一、五〇〇、〇〇〇
その他	一、五〇〇、〇〇〇		
出資金	五、二一六、〇〇〇		
合計	五、二一六、〇〇〇		

備考(坂本日)

経費に関する昭和二十四年度三月の豫算書は左記の通りである

公民館費	金額
(1) 職員報酬	二四、〇〇〇
(2) 職員給	五六、〇〇〇
(3) 需用費	二六、〇〇〇
(4) 公民館開館記念福券費	三〇、〇〇〇
(5) 削	
(6) 新營改築費	五、〇〇〇、〇〇〇

合計 五、一三六、〇〇〇

右の中旅費は一〇〇、〇〇〇となつてゐる

昭和二十四年十二月一日「中村弘報」紙上における町長聲は左記の通りである

公民館建設豫算並支出計算

- 公民館建設の豫算は昭和二十三年度から昭和二十四年度の兩年度に跨つてゐる即ち豫算計書としては昭和二十三年度で二、〇九五、三三三円、全二十四年度で五、〇七〇、〇〇〇円を計上して合計七、一六五、三三三円となつてゐる
- 次に右豫算の計書によつて工事を施行した結果は次の通りである

昭和二十四年十一月二十二日迄の支拂内譯

種目	支拂内譯	支拂明細
建築費	三、五〇六、〇九円	工事請負金北代 七、九〇〇円 治外五名拂 其他建築費北代 三、九〇〇円
設備費	八八、三六、三〇円	椅子代舞鶴木工會社拂 三三〇、〇〇〇円 スピーカー日本音響會社拂 四三、〇〇〇円 幕其他施時吉拂 一四、六四四円 其他設備費横山松吉外五名拂 九、六三四円
小計	四、三九二、三六、三〇	

建築設備費以外のもの

種目 支拂濟額

旅費 一八、九四円

諸費 四〇、八六三円

公民館許可申請並に用途變更申請關係其他

三三、〇〇〇円 中村演劇株代一九株代

三、一〇〇円 出資証券印刷其他

三〇、〇〇〇円 藤田有年拂

今井幾馬外一八二名拂

一七、七六三円 其他諸支出金中村電気通信所外十一名拂

小計 六三、七七七円

總計 四、九九七、一四四円五〇

3、右の外に支拂未済があるのでこれは支拂が済んで精算終了後公表する

(註、坂本曰、彼等共同謀議者共は、當時既に彼等のいわゆる假勘定で映寫機代百万円を支拂つているにも拘らず之を公表せず、今日に至るも依然として公表しない、此機械は時價七八十万円以下であることは確實であるが、彼等は此百万円について非常に神経過敏であつて、去三月四五日頃、小姓町地区で六日の公聴會に出席する代表者が會同した時、誰かがトーカーは百万円で買ったと言つてゐるけれども實際は十万円しかないそうだとつたのを、森議

員の親友で且つ先輩である笹原武重が、森に話したのか、七日か八日かに森と宮崎とが、右城某を訪ねて、之を否定したという事實がある)

4、公民館建設費財源は出資金の外、入場料收入、一般餘裕財源等を以て支辨の方針である

昭和二十四年九月十三日、公民館運営委員會設置の件が、町議會に上程された時、嵐邊議員が、公民館建設委員森議員に、建設経過報告を要求したのに對して、森委員長は、左記の通り報告した

財源 五、〇〇〇、〇〇〇円 内譯(1)一、五〇〇、〇〇〇円

(町民出資利息年壹割元金 三〇〇、〇〇〇円づつ五年間に拂戻)(2)一、五〇〇、〇〇〇円(町費支出年利約一割)(3)追加二、〇〇〇、〇〇〇円(町長責任支出年利約一割)

支出

(1)三、三五〇、〇〇〇円本建築費、(2)八〇、〇〇〇円(追加)役者部屋増築費、(3)四〇、〇〇〇円(追加)トビ設備費、(4)三〇、〇〇〇円(追加)瓦本葺費、(5)六三〇、〇〇〇円(追加)椅子代七〇〇脚代單價九〇〇円、(6)X(坂本記)(追加)諸費若干円(縣外視察旅行費二回分)(7)二〇、〇〇〇円(追加)本建築設計費

以上の中若干円が最も疑問である、即ち上記の中、金額の明瞭なものだけを合計すると 四、一五〇、〇〇〇

となるから、之を五、〇〇〇、〇〇〇円から引き去ると
 残額八五〇、〇〇〇円となるが、その後十月上旬に至つ
 て五〇〇、〇〇〇円残金があると云つておつた、之を
 事實とすれば結局大阪行き二回分の旅費が、三五〇、
 〇〇〇 (500,000 - 500,000) という浪費的支出となる
 その後上記豫算書に見る如く旅費を一〇〇、〇〇〇円
 と書き變えた

其處で風邊議員が「若干円の明細を報告せよ」と、坂
 本町長に迫つた處町長は「若干円で承認してほし」と
 と懇請した際、他の議員共は、皆之を黙認したといふ
 怪事實がる

昭和二十五年二月上旬、安田定猪議員が、亀谷曉君に提供
 した書類には、公民館建設費等を左記の通りに記してある

二十三年度豫算 二、〇九五、三三三円
 二十四年度豫算 五、〇〇〇、〇〇〇円
 合計 七、〇九五、三三三円

科目	二十五年度出	二十四年度出	計
建築費	一、一五七、八三三円	五、〇〇〇、〇〇〇円	四、一七二、八三三円
設備費	四〇〇、〇〇〇円	一、五八五、〇〇〇円	一、七八五、〇〇〇円
諸費	四六三、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	九六三、〇〇〇円
旅費	七三、八〇〇円	五五、〇〇〇円	一三八、八〇〇円
合計	二、〇九五、三三三円	五、〇〇〇、〇〇〇円	七、〇九五、三三三円

昭和二十四年十月二十日迄の支拂内譯

種目	豫算	支拂済金	差引残負
建築費	四、三三七、 八三三円	三、七七八、 五四八円九二	一、四三九、 二六四円〇九
設備費	一、七八五、 〇〇〇円	四〇〇、 〇〇〇円	一、三八五、 〇〇〇円
計	六、〇〇二、 八三三円	四、一八六、 〇四九円	一、八一六、 七八四円
旅費	一三八、 八〇〇円	一三六、 九三四円	一、八六円

工事請負金北代拂	二、七五三、四八、九二銭
起工式棟上式費	北代拂二五、〇〇〇円
建築設計費竹村組	外一名拂一五、〇〇〇円
圖面作製費高知	書記拂 五〇〇円
工事人慰勞費北	代拂 二、〇〇〇円
椅子七〇〇ヶ	六三万円内金
舞鶴木工	四三〇、〇〇〇円
大阪行議員二名	一三三、六二〇円
東京行議員一名	一一五、七五〇円
高知行議員一名	三、八五〇円
大阪行吏員二名	一七、八八四円
大阪行議員一名	一〇、一九二円
東京行町長	一一九、六二八円

諸費	九六三、 八〇〇円	四一〇、 二六三円	五五五、 五三七円	東京行委員一名 一六、〇〇〇 株代一九一株 三三八二、〇〇〇 証券印刷其他 一一、〇〇〇 印刷其他 三九八 電話柱移轉料 一、〇四〇 井戸修理 一、六〇〇 委員會雜費 一、〇二五
計	一、〇九三、 五〇〇円	五五七、 〇八七円	五五五、 四一三円	
總計	九、〇九五、 三三三円	三、七四五、 六三三円九	三、五四九、 六七四円九	

「本報告書」及上記備考にあるように、町民出資金を百五十万円としてあるけれども實際は百二十二万円内外である、これは助役小野英馬氏が私に確言した所である又新築費三百五十万円としてあるのも、町一般歳入ではなくて、廳舎復旧費二百万円の流れ用金と起債百万円等である

五、事業計畫

1、定期行事

イ、毎年度の行事

三月、六月、九月、十二月(各下旬)「中村公民」發行

(註、「中村公民」は町民として知つて置くべき時事問題、公民常識、その他あらゆる教養面に於けるものを綜合雜誌の形に編集し、それを「活字のない雜誌」として發行するもので、舞台で之を發表するものである)

五月三日(憲法記念日)音楽會、講演會開催

五月五日(こどもの日)こどものために町有志の藝能祭開催

十月十一日運動會

十一月三日中村町藝能祭開催

ロ、毎月の行事

婦人學級、成人學級、小中學兒童演說會、討論會、映畫觀賞會等を適宜開催する

毎月十日公民館運営審議會を開催する

ハ、毎週の行事

毎週木曜日維持資金造成のため映畫會を開催

2、不定期行事

各月別豫定行事

8 社會學級開設

4 成人學級 講習會

5 婦人學級、文化講座

6 町政懇談會、社會學級

7 レコードコンサート、成人學級

- 8 講習會、文化講座、成人學級、討論會
 - 9 成人學級、討論會
 - 10 成人學級、町政懇談會
 - 11 討論會、文化講座
 - 12 成人學級、社會學級
 - 21 成人學級、文化講座
- 器具及備品トキー映寫機一式
- 六、添附書類
- 1、土地建物の平面圖（圖面別紙の通り）
 - 2、公民館の條例

議案第五号

公民館條例改正の件

中村町立公民館條例を次のように改正する

昭和二十五年三月三日

中村町長 坂 本 重 道

中村町立公民館條例

第一條 本町は社會教育法（以下法という）第二十一條第一項の規定に基いて公民館を設置する

第二條 公民館は中村町公民館と稱し中村大字中村町北天神橋二、三番ノ七に設置する

第三條 公民館に左の職員を置き法第二十八條の規定に基き町長が任命する

一、館長 一人

二、主事 若干人

館長は公民館に關するすべての事務をつかさどる

主事は館長の命を受け公民館の運営に關する諸般の事務をつかさどる

監視人は上司の命を受け主事を助け館の監理警戒に當る

第四條 法第三條の規定による公民館運営審議會の委員（以下委員という）の定数を十七人とする

委員は委員の中から委員長副委員長、各一人を選挙しなければならない

委員の任期は二年とする

委員に缺員を生じたるときは補充しなければならない

補欠委員の任期は前任者の残任期間とする

公民館運営審議會は館長がこれを招集する

第五條 公民館の施設は、特定の官公署、學校、各種団体ならびに本町の住民にこれを使用せしめることが出来る

前項の規定による公民館の使用については使用責任者

から使用の目的、日時、その他の管理者の指示する事項を記載した申請書を提出し館長の承認を受けなければならない

公民館使用の承認を受けた者は使用上の規定ならびに指示を守らなければならない

公民館の使用料は使用前に納付しなければならない

第六條 公民館専従職員の給與に關しては中村町吏員諸給

與條例の定めるところによる

委員の給與に關しては中村町報酬及び費用辨償條例の

定めるところによる

第七條 公民館に關する一切支出収入は町歳入歳出予算に

計上しなければならない

第八條 公民館の管理運営に關しては、この條例に定める

もののほか町長において細則を定めなければならない

5

附 則

この條例は昭和二十五年三月三日から施行する

昭和二十四年六月八日公布中村町立公民館條例はこの條例

施行の日から廢止する

公民館圖面省略

此圖面は、昭和二十四年十二月八日發行建設省建許

第三、一〇三号の命令の通り、物置、娛樂室、宿直

室、郷土品陳列室、書庫、圖書室、會議室等を増築

補修し、しかも吹抜きまで二階にしてあるかのよう

に「吹ヌキ」を消してあるけれども、實際は物置に

等しい薄暗い會議室の外は、全部虚偽である

要するに「公民館設計報告書」は虚偽の公文書である、實

に救うべからざる公僕共である

歎願理由書 第五卷

中村町立公民館

運営審議會について

名は運営審議會であつても、社會教育法第二十九條、第三十條の規定に基いて拵えたものではなく、何とかして政府及び縣教育委員會をだまかして、興行をやるうという計畫の下に拵えたものであるから、公民館活動の事業計畫は十七名の運営審議會委員が自由合議の上拵えたものではなくて、町長森議員等が勝手に拵えたものと想像する

四月十二日午後二時頃、公民館運営審議會委員木戸鹿野氏を訪ねて、「何か公民館運営に關するプログラムがありますか」ときいた處、彼女は、「第一回の委員會では十日間映畫をやつて、残りの二十日どう風に向民に公開するかということについて話がありました」といつた、即ち十日間は「公民館設置報告書」提出後も依然として特定の營利事業團である中村演劇株式會社をして映畫興行をやらし、且つ毎月適宜に映畫觀賞會を開催し、毎週維持資金造成のために映畫會を開催するというのであるから、結局今迄通り月に二十四五日間興行をやることになる（歎願理由書第一卷御對照）

四月十七日、南京町で委員東川圭助氏に出會つたから、「貴方は公民館の運営審議會の委員ですが、何か公民館活動のプログラムを知っていますか」ときいた處、彼は「知

らない、私は委員になることをとわつてある」と云つた同日、午後七時頃、副委員長長川村清水を訪ねて「貴方は公民館運営審議會の副委員長ですが、公民館活動について何か毎月のプログラムがありますか、何か事業計畫を拵えてありますか」ときいた處、彼は「それは主事がやつていから、主事に聞けば分ります、私は行事のプログラムというようなものは知らないが、過日婦人の日には行事をやりましたよ、五月三日も子供の日だから子供のプログラムを組んであるようですよ」というから、「では貴方も公民館のプログラムは知りませんか、山崎君にきけば分りますね」というと「そうです、主事に聞けば分ります」といつた

四月十二日、女學校の近で、委員高等學校の教官池誠美氏に出會つた時、私は「池さん」と云つて呼び止めて「貴方は公民館の運営審議會の委員になつていますが、どういふ手續でなつたのですか」ときくと、彼は「校長になつたのでくれと云つて來たが、私になれというので私がなつたのです」というから、私は「校長がなるのであつて、校長以外の者はなるのではないのですよ、公民館活動は何處までも民主的でないならばならない性質のものであつて、その市町村の政事經濟をはじめ、住民の生活に關する一切の計畫を立て、これを町政に反映させて、その市町村を民主的に發展させるのが目的であるから、私立洋裁學校の長なども當

然委任に委嘱しなければならぬものです」というと、彼は「私は第一回の委員会には出席したが、一日の会には行かなかつた、何だか彼等に政事的に利用されるような気がするから」といつた

歎願理由書 第六卷

一九五〇年二月二十一日午後一時から二時半頃まで縣教育長室において、四國民事部教育課長ヘーガー氏を中心として、公民館の運営、活動利用、公民館と住民との有機的、教育的關係について極めて有益な自由會談があつた。出席者は次の通り

- 四國民事部教育課長 ヘーガー氏
- 通譯縣社會教育課勤務 濱田女史
- 縣弘報課長 上田修一郎氏
- 縣社會教育課指導主任公民館係 松木純一氏
- 大篠村公民館長 志波俊陽氏
- 森村公民館主事 水田正憲氏
- 越知町公民館係 山本三男氏
- 中村町長 坂本重道氏
- 全町議會議員 森 清茂氏
- 池川 補氏

オブザーバー

- 四國民事部民間報道課長 スミス氏
- 通譯 西村氏
- 中村町町政革新有志 坂本清馬
- 同町映畫興行業者 澤田 寛氏

高知縣興行組合元副組合長 富田乙松氏

會談抄 中村町立公民館に關するもの

ヘーガー氏 中村町の公民館はどういう風になつてゐるのか

坂本町長 (1)收容人員一五〇〇名の建物であつて、大集會

と娛樂とに使用してゐる

(2)プログラムは公民館のとは違ふ、三月分のを云いますれば

- 一、中學校のPTAの資金募集のため映畫を二日上映
 - 二、町役場の主催で「慰安の夕」として映畫を二日上映
 - 三、町の弘報會の主催で町政批判討論會を一日行つた
 - 四、町の有志の主催で町政批判演說會を一日行つた
 - 五、中村勞政事務所の主催で勞働教育の映畫を行つた
 - 六、高等學校陸上部の資金募集のため映畫を行つた
 - 七、映畫興行を中村演劇株式會社が月に十日行つてゐる
- (違反建築公民館の共同謀議者の中心人物である森清茂町議會議員は、今日は今迄七日行つたといつた)
- ヘーガー氏 私の方は教育の方面で、資金獲得には關係がないから何か教育に關するプログラムはないのか
- 坂本町長 日猶淺く教育のプログラムはないが、將來はそういう方向に進んで行きたいと思つてゐる
- 坂本清馬 批評
- 批評は書かなくても其の筋の人々には十二分に分つてゐる

るのであるが、坂本町長は、民事部の方々の面前でさう平然として嘘を言う人間であるという証據として彼の言を批評する

大集會に使用しているというのは眞赤な嘘である

今迄町民が自由に公民館に集つて、教育、文化、講演、講話、労働、營業、産業、保健、衛生、育児、出産、教養、娛樂、或は婦人のため、或は青少年のため、或は町政、或は法律等の研究のため、或は納税のために、大集會を催すことが出来るように、町役場が公民館を開放した事實は一回もない

彼等は町民の汗と膏との結晶である公金を浪費して中村演劇株式會社を設立し、民間株主八名及び町長坂本、議員森、宮崎、植田、池川等共同謀議者の利益のために、公民館を獨占使用しているのである

この事實は卷末に添附する太陽新聞の報道を一讀すれば、わが親愛なる中村町民には直ぐ分る所である

次に娛樂とは何か、町長が森清茂議員等に牛耳られて、中村演劇株式會社という妖怪(お化け)と共同經營でやつている映畫上映は、明かに興行であつて、決して社會教育法にいう娛樂ではないのである。尤も二月六日、七日には「町民慰安の夕」として「踊る龍宮城」を晝夜無料で公開した。然し親愛なるわが中村町民よ、これには次のカラクリがある

彼等共同謀議者、即ちわれわれ中村町民に對する叛逆者共は、二月八日夜公民館で開催される町政批判討論會における答弁の奇術を協議するために、七日夜町議事室において議員總會を開いて、傍聴禁止で密議を凝らした。その時「町民慰安の夕」の無料公開に關して次の質疑應答があつた

某議員 無料公開をすれば入場料は入らない、従つて税収はない、その他電力消費、招待券印刷等諸経費が要る「演劇」といへども九十九%は町營であるのに、會社と役場との主催で二日間晝夜に亘つて無料招待券を二千四百世帯各戸に配布したが、町會議員の大多數の者は、無料公開の事も何も知つた者がない。これは如何なる手續きによつてこういうことが出来るのか

町長 無料で公開しても諸費用は町外の入場者から上る森議員 サービスに貰つた無料のフィルムだ、しかも興行價値のない低級なものである。然も公民館の映畫上映日数は、十日であるから、收入の面において他の有料フィルムを犠牲にすることになる

結果において税収が少くなるから無料公開で町民を喜ばした

(坂本評 興行價値の高いものであつたならば無料で観せなかつたことになるから眞に町民に感謝し、町民を慰安し、町民を喜ばすための無料公開でなかつたので

ある)

町長が列べた討論會や演説會は、社會教育法による大集會ではない。これは暗黒、秘密、獨裁、封建の町政を批判するためであり、中村演劇株式會社の解散を要求する糺弾演説である。公民館における集會ではない。

PTAや高等學校陸上部の資金募集の名に隠れて興行をやつてゐるであつて、中村演劇株式會社の興行日数が月に十日というのも、亦眞赤な嘘である。

右秘密協議會で中村演劇株式會社と共同經營であるから貸館料は取らんと云つた。

町長は上記の如く映畫興行を中村演劇株式會社が月に十日やつてゐるといつた。

これは町が公民館で自ら營利事業を行つてゐること、及公民館を興行場として使用してゐることを、自ら證明し告白するものである。

昭和二十四年十二月八日發行建設省建許第三、一〇三号の命令には

興行場として使用してはならない(第三項)

社會教育法第二十三條には

特定の營利事業に公民館の名稱を利用してはならない

その他營利事業を援助してはならない

に規定されてある

坂本町長は、此点においても、明に「法律違反」「命令違反」を犯している

法律を實行するのは公僕の義務であり、法律の下、上司の命令に服従するのは公僕の義務である。坂本町長は、もはや公僕の資格はない。速に辭職すべきである

上記民事部教育課長ヘーガー氏を中心とする公民館に關する懇談會が終つて後、午後三時半頃から民事部民間報道課長スミス氏を中心として中村町立公民館を社會教育法に基く純然たる公民館として活用すべきか、用途變更すべきかという問題について、主として町側の意見を聴く會を開催した

出席者

四國民事部民間報道課長 スミス氏
通譯 西村氏

縣弘報課長 上田修一郎氏

縣社會教育課指導主任公民館係 松本純一氏

中村町長 坂本重道氏

中村町議會議員 森 清茂氏

全 池川 補氏

中村町政革新有志 坂本清馬

全町太陽館 澤田寛氏

高知市映畫興行業者 富田乙松氏
全 同業者 行宗某氏

對 談

スミス氏 先づ了解を得ておきたい事は、此問題は多分に政治的色彩のある問題であるから、民事部を代表して話すのではない。飽くまでも私個人として意見を述べることにする。

此問題は、民事部では、強い關心をもっているが、町自体の政治的な問題であるから、民事部は飽くまでも直接事件に介入することは避けたい。本件についている、中村町側の説明や意見を聞かして頂きたいと思う。もう一つ、民事部は中村町の特殊な問題に限らず、民情を知るには特別の關心をもっている。一面娛樂を欲求するは自然であるが、公民館という必要性も格別大きいではないかと思う。

こういふ點について皆様の御意見を聞きたい。坂本町長 (中村町地圖を披き示して話を進める) 最初茲に中央座という劇場があつた。茲に太陽館がある。劇場は終戦直前軍の命令で撤去されました。終戦後町民が娛樂機關の施設を非常に希望していたが、元中央座の株主等がその敷地に劇場を建てることを申請したが、許可がなかつた。

其處で町議會が此問題を取り上げたが、劇場は許可がない。その當時は、多分に娛樂の面がありましたので、町は公民館として許可を取つた。

坂本清馬 批評

「公民館に多分に娛樂の面があつたので、公民館として許可を取つた」なら、何故に「公民館建設認可申請書」(二十三年十一月二日付桃井知事宛)に添附してあつた公民館の設計圖面によつて公民館を建築して、その運営に、所謂「多分に娛樂の面」をプログラムしなかつたのか。若しそうしていたならば今日の如き公金の浪費や紛擾は起らなかつたのである。然るに彼等は飽くまでも劇場を建てるという計畫であつたから。

右申請書には「町民の教育、娛樂、集會の施設が全然ないので……純然たる町立公民館の建設を計畫中」であると、縣當局をまん著し。下ツ葉の役人には用はないとして、直に町長等が東京に飛んで、林副總理や寺尾參院議員等の政治工作に頼つて純然たる公民館建設の許可を受けた。そして彼等共同謀議者(公民館建設委員長森清茂町會議員を中心とするわれわれ中村町民に對する逆者)共は公民館建設の設計圖面を大工に見せないで、別に映畫演

劇の常設館としての設計圖を作製さし、一分一厘も公民館としての施設様式のない劇場を建築したのである。彼等が建築違反をして迄も、敢て劇場、映畫館を建築した裏に、町政紊亂、公金浪費の悪質魂膽があるのである。

スミス氏 (無言)

坂本町長 その目的は教養、娯樂ということと、もう一つは町の財政難を救うため、年収入場税一五〇〇、〇〇〇乃至二〇〇〇、〇〇〇円の想像がついたので劇場を撰んだ。

許可を受けてからいよいよ設計したが、最初は七〇〇名収容程度にするつもりであつたが、中村町發展のために一、五〇〇名乃至二、〇〇〇名収容のものにしたいといふので設計の變更をした。

坂本清馬 批評

彼等が眞にわが中村町の發展、繁榮、及び公共の福祉を念うならば、公民館を撰んで最初の豫算通り三〇〇〇、〇〇〇円で建築しなければならぬ筈であつた。

今からでも決して遅くない。即ち速に公民館として登録し、建設、文部兩省の指令通りに、公民館として活用し、ヘーガー氏が諄々懇々と御教示されたように、少数者の利益を計るのではなくて、町民全體が老も若きも、男も女も、労働者も學生も、萬人共に喜び樂んで受益し得る

ようなプログラムを立て、町民の各層から運營委員を選出して、之を民主的に經營し、公民館を町民全體の公民館とすればよい。

次に稅收について批判する。

二月八日夜、演劇株式會社という怪物が公金浪費の陰謀を運らしてゐる本據である。中村町立公民館で開催された町政批判討論會において、坂本清馬が、中村演劇株式會社の收支決算及び全明細の公表は、用途變更絶對不可という者も、用途變更に賛成する者も、皆等しく要望する所である。然るに、之を公表しないのは、われわれ町民を侮辱するの甚しいものであつて、不正のある證據ではないかという意見を發表したのに對して、社長植田幸作氏の代理として坂本町長が朗讀した「中村演劇株式會社損益計算書」によると、

損益計算書

一、利益金	一、五五二、一四一円
その他入るべき金	五四、九二〇円
合計	一、六〇七、〇六一
支拂	
一、入場稅	七五三、二五七円

CORRECTION

**THIS DOCUMENT
HAS BEEN REPHOTOGRAPHED
TO ASSURE LEGIBILITY**

劇の常設館としての設計圖を作製さし、一分一厘も公民館としての施設様式のない劇場を建築したのである。彼等が建築違反をして迄も、敢て劇場、映畫館を建築した裏に、町政紊亂、公金浪費の悪質魂膽があるのである。スミス氏（無言）

坂本町長 その目的は教養、娯樂といふことと、もう一つは町の財政難を救うため、年収入場税一五〇〇、〇〇〇乃至二〇〇〇、〇〇〇円の想像がついたので劇場を撰んだ。

許可を受けてからいよいよ設計したが、最初は七〇〇名収容程度にするつもりであつたが、中村町發展のために一、五〇〇名乃至二、〇〇〇名収容のものにしたいといふので設計の變更をした。

坂本清馬 批評

彼等が眞にわが中村町の發展、繁榮、及び公共の福祉を念うならば、公民館を撰んで最初の豫算通り三〇〇〇、〇〇〇円で建築しなければならぬ筈であつた。今からでも決して遅くない。

即ち速に公民館として登録し、建設、文部兩省の指令通りに、公民館として活用し、ヘーガー氏が諄々懇々と御教示されたように、少数者の利益を計るのではなくて、町民全體が老も若きも、男も女も、勞働者も學生も、萬人共に喜び樂んで受益し得る

よるなプログラムを立て、町民の各層から運営委員を選出して、之を民主的に經營し、公民館を町民全體の公民館とすればよい。次に稅收について批判する。

二月八日夜、中村演劇株式會社という怪物が公金浪費の陰謀を運らしてゐる本據である。中村町立公民館で開催された町政批判討論會において、坂本清馬が、中村演劇株式會社の收支決算及び全明細の公表は、用途變更絶對不可といふ者も、用途變更に賛成する者も、皆等しく要望する所である。然るに、之を公表しないのは、われわれ町民を侮辱するの甚しいものであつて、不正のある證據ではないかといふ意見を發表したのに對して、社長植田幸作氏の代理として坂本町長が朗讀した「中村演劇株式會社損益計算書」と、

「自十一月至一月三ヶ月間の實績は」次の通りである。

損益計算書

一、利益金	一、五五二、一四一円
その他入るべき金	五四、九二〇円
合計	一、六〇七、〇六一
支拂	
一、入場稅	七五三、二五七円

二、社員給料	一〇一、六六八円
三、臨時人件費	二二、五〇〇円
四、廣告宣傳費	五八、〇一二円
五、接待費交際費	三〇、七三一円
六、寄附金	一、〇〇〇円
七、旅費交通費	二〇、六一〇円
八、借入金利息	四三〇円〇一銭
九、公民館使用料	七六、二〇〇円
十、フィルム代	五一九、二一五円
十一、消耗品代	四一、六八七円五〇銭
十二、雑費	四四、九七五円一〇銭
合計	一、六七一、二八五円六一銭

差引六四、一八四円六一銭の欠損となつてゐる
 去年十二月一、二日の兩日に上映した映畫は、無料公開であつたために「中村演劇」が寫真代その他の支出で八〇、〇〇〇円の欠損を生じた時に、「中村演劇」から小學校の落成式行事として興行したのであるから
 町費で半額補助してくれと申入れがあつたので町は議會の議決を経て四〇、〇〇〇円を支出した事實があるが

額の増資によつて補助する積りか
 更に右入場税は、果して事實に相違ないか
 A 一、六〇七、〇六一円を課税対象額としての研究によれば
 一、入場税 九六四 二三六円六〇銭
 内 縣稅 三二二、四一二円二〇銭
 町稅 六四二、八二四円四〇銭
 外に興行収入 六四二、八二四円四〇銭
 を加えて
 合計一、六〇七、〇六一円となるから、Aは右入場税の課税対象額でない
 B 一、五五一、一四一円を課税対象額としての研究によれば
 一、入場税 九三二、二八四円六〇銭
 内 縣稅 三一〇、四二八円二〇銭
 町稅 六二〇、八五六円四〇銭
 外に興行収入 六二〇、八五六円四〇銭
 を加えると
 合計一、五五二、一四一円になるから、Bも右入場税の課税対象額でないことが分る
 C 二月十八日午前、公民館で内部の寫真をとるとき、坂

本町長が、問はず語りに、縣弘報課長上田修一郎氏に、『入場税が月に二〇万円入ります。民間の劇場が二箇所ありますけれども、二〇万円はないのです』と話すからこの寫眞撮影に立會していた坂本清馬が『それでは町税と縣税とで一箇月に三〇万円の入場税になりますね』と質問したのに對して、坂本町長は『そうです』と確答した

之によると、興行収入を加えて、一ヶ月の課税対象額が五〇〇、〇〇〇円となるから、三箇月の一、入場税は 九〇〇、〇〇〇円

イ 町税	六〇〇、〇〇〇円
ロ 縣税	三〇〇、〇〇〇円
外に興行収入	六〇〇、〇〇〇円
を加えると	

合計一、五〇〇、〇〇〇円となる
従つても右入場税の課税対象額でないことが分る
以上の研究によつて、右損益計算書は、正しいものでないことが分る

其の後一月十八日發行「太陽新聞」第一六号（添卷末附參考書類第五号）には次の如く發表された

中村演劇株式會社損益計算表

損益金	七五三、二五七円
公租公課	一〇一、六六八円
社員給	二三、五〇〇円
臨時人件費	五八、〇一二円
廣告宣傳費	三〇、七三一円
接待費交際費	一、〇〇〇円
寄附金	二〇、六一〇円
旅費交通費	四三〇円〇一錢
借入金利息	七六、二〇〇円
公民館使用料	五一九、二二五円
フィルム代	四一、六八七円五〇錢
消耗品代	四四、九七五円一〇錢
雑費	一、六七一、二八五円六一錢
合計	
利益金	一、五五二、一四一円
賣上金	五四、九二〇円
(入場料及フィルム賃料)	
同收入金	六四、二二四円六一錢
損失金	一、六七一、二八五円六一錢
合計	
(昭和二五年一月末現在)	
となつてゐる	
こゝで「公租公課七五三、二五七円」と「賣上金一、五五	

二、一四二円（入場料及フィルム貸料）」とが、問題になるから、私は中村演劇株式会社社長兼町議会副議長植田幸作氏に會見して

「公租公課七五三、二五七円は、入場税のみかと質問すると

「取引高税が入っている」と答えるから

「取引高税はいくらで、入場税はいくらかと質問すると

「宮崎にきかないと分らない」（註、町議會議員兼中村演劇株式会社専務取締役）と答えた。そして

「賣上金一、五五二、一四二円の中には入場料とフィルム貸料とが含まれているとなつてはいるが、フィルム貸料はいくらになるのか」と質問したが、これも亦

「宮崎がいらないから分らない」と答えた

其後二回會見してきて見たが、

「宮崎が大阪へ行つていないから歸つて來たら調べて知らせます」といつたまゝどうしても知らしてくれない

是れは入場税の脱税とその他の不正行為とが伏在して

るからである
右「太陽新聞」の報道によると、入場税は次の如くなつてゐる

中村演劇		公民館 入場税 明細	
11月分	160,000圓	11月分	160,000圓
12月分	202,798圓	12月分	202,798圓
1月分	119,526圓	1月分	119,526圓
12月分	36,620圓	12月分	36,620圓
1月分	50,141圓	1月分	50,141圓
団体其他	518,938圓	合計	518,938圓

此の金額を町税のみとすると、入場料全額は次の如くなる

(1) 町 税	518,938圓
(2) 縣 税	259,469圓
(3) 興 收	518,938圓
合 計	1,297,345圓

となるから1,552,141-1,297,345=254,796の差額（不足額）を生ずることとなる

次に此の金額を町税及縣税の合計額とするときは、入場料全額は次の如くなる

(1) 町 税	345,959圓
(2) 縣 税	172,979圓
(3) 興 收	345,959圓

874,897圓

合計

となるから、1,552,141 - 874,897 = 667,244

の差額(不足額)を生ずるのであるが、要するに、税金、その他公金の不正收支のあることは、疑うべき餘地がない

尚ほ、上掲「公民館入場税明細」には
十一月分 一六〇,〇〇〇圓

十二月分 二〇二,七九八圓

十一月分 一,六〇〇圓(十二月二十六日納入)

よると、取引高税が

十一月分 一,〇〇〇圓(一月九日納入)

十二月分 二,〇〇〇圓

となつてゐるから

十二月分の入場税は二〇〇,〇〇〇圓となる筈であるから

取引高税を二七円脱税してゐるとなる

私は、以上かなり長く、中村演劇株式会社の損益計算書

に對する批評を記しましたが、それは坂本町長が

「町の財政難を救うため、年收、入場税一五〇万円乃至

二〇〇万円の想像がついたから」

と、いつたのを反駁しつつ、中村演劇株式会社と稱する

ノービルディング、ノーオツフェイスの會社は、彼等共

同謀者共が私腹を肥やすために設立した營利團であつ

て、町の財政にとつては、多々益々マイナスになつても

決してプラスにならないといふことを實證するためでありました

右「太陽新聞」には、「秘密會で激論」と題して

「五日の町政批判演説會で、ひどくたたかれた中村町議

會及町當局は、六日夜緊急議員總會を開き秘密裡に八日

の討論會に臨む態度を協議、自己批判に忌憚ない激論を

たたかわした」

と報道してあるが、この秘密會で「中村演劇」の決算報告

の件について、どういふことが論議されたかを、次に記す

ことに致します

某議員 太陽館は差押で威して徴収したが、會社の入場税

は完納されているか

植田社長(町議會副議長、宮崎事務取締役(町議會議員)

十二月分の入場税が

一、二二、四七〇圓の中

五〇,〇〇〇未納である

(註 坂本批評)

二十万二千七百九十八圓(「太陽新聞」嵐邊議員發表)

より

八万二千三百二十八圓少額である

若し右二十万二千七百九十八圓の中に縣税が含まれてい

るとすれば、町税は十四万九千九百九十九圓となるから

一万七千七百二十九圓(140,199 - 122,470)

少額である

嵐邊議員 納税になつていても、未納の儘とはどういう譯か、それは由々しい問題だ。税については、脱税、延滞に對して手本を示すべき准直營會社が納期を過ぎても納めんとはという譯か

既に約一ヶ月を經過している

森議員 (「演劇」には表面上何等關係がないが、内實は同社の總元締である)

町から貰う錢がある。二〇万円増資の中五万しか貰つていない、一五万円の殘金を差引いても、猶ほ一〇万の貸しである

(註、此の一言、此の事實によつても、彼等共同謀議者の眼中には、町の財政及町民の公共の福祉よりも、公金浪費によつて建築した公民館を本據とする「中村演劇」の利益の方が重要問題として映つて來ることが分るのである)

某議員 (逸名) それは相殺しているのか

植田社長、宮崎専務取締役 清算してない。會社の精算、町との貸借の清算も出來ていない

嵐邊議員 運營委員會が知らない事を局外の森議員が知つてゐることは不可解である

田村議員は、運營委員會において二回に亘つて演劇會社の收支決算を要求しているにも拘らず、まだ精算を擧げ

ないのは何事ぞ、町民は演劇會社は、大缺損である、と攻撃しているのに、運營委員會もその經營内容が分つていないというとは遺憾千万である

明後日の討論會には一月までの精算を報告せよ

某議員 植田議員は、高知の興行組合の席上で、『私財を投じても缺損を補填する』と云つたというが、事實か

植田副議長 私の資財とはいわん、演劇會社には土地があるから、之を賣つても支拂いはすると云つたとの誤解である

(註、坂本いう、去年十一月、植田副議長、池議員等が公民館で興行を行うことについて、高知興行組合の諒解を求めに行つた時に、ロツパ興行のようになつたらどうするかと追求された時に、其の答弁に窮した結果、「私財を投じてでも缺損を補填する」と言明したとは、事實である)

以上縷々述べたことによつて、彼等共同謀議者共が、公民館を建てるといふ美名に隠れ、公金を浪費して、劇場を建てて私利私慾を圖るとについて、あらゆる謀略を運らしていることが、御賢察し得られると思ひます

私共眞に愛町愛民の同志は、現在の公民館問題を解決するには、どうしても、今の腐敗した封建獨裁的な悪町政を民主的に革新するの外はないと考ふるものであります。スミス課長(無言)

坂本町長 此の建築については、先づ町議會で協議し、次に百二十名の町民代表を集めてはかつた

坂本清馬批評

これは嘘である。町長や町議會が集めた者は、町の末端吏員である駐在員と彼等の幫間的人物並に封建思想のボスが多数を占めてをり、殆ど大部分が民主主義を理解しない者であつた。坂本清馬の如きは、去年九月廿八日まで、違反建築公民館に關することは、全然知らなかつた

建築費として町費百五十万円を支出し、町民から百五十万円を出資して貰ひ、總經費三百萬円で建築することをはかつた

坂本清馬批評

當時中脇利興馬君が、今日家を建てるにしても、百万円で建てるに云つても、必ず百五十万は入るような經濟情勢であるが、果して三百萬円で建てること出来るのかと質問したのに對して、森清茂建設委員長は、必ず三百萬円で建てることを確言した

然るに總經費が、建築費のみで、五百萬圓に膨張したから、九月二十八日の建設委員會の席上で、中脇利興馬君が、此点に就いて質問すると、森清茂委員長は、最初三百萬圓で建てる積りであつたが、折角建てるなら立派な物を建てると思つて、互も本葺にすることになつたの

で、五百萬圓に嵩んで来た。但し多少のチエスチユアーはあるといつた。多少のチエスチユアーは意味深長な言分であるが、背任横領の陰謀から經費が膨張したことは今日においてはもはや疑の餘地はない。要するに彼等共同謀議者共が、眞に町民世論にはかる意思であつたならば、或は計畫を變更し、或は經費を増加する時には、其都度百二十名の代表者を集めて之を協議しなければならぬ筈であつた

公民館建築經費は、上記の如く、五百萬圓となつて居るが、その外にトーカー代百万圓、用途變更のために浪費した旅行費、坂本町長の交際費四十萬圓、議會費等を合計するときは、概算八百萬圓には達しているのである。如是き亂暴な惡町政を革新するに足るだけの根本方策を立てない限り、眞に本問題は解決できないのである。

一、二名は反對したが、町民も之に賛成し、異議を申立てるものはなかつた

坂本清馬批評

町民も賛成したといふのは、嘘である。百二十三名の所謂代表は、町民が選出したものではなくて、彼等が勝手に都合のよい者を指名又は揀定したのであるから、町民も賛成したといふ事にはならないのである。

後で分つたことであるが、此時反對したものは、熊谷某という代書人であつて、其の反對の理由は、公民館とし

て建築許可を受けて建築してから、劇場に変更するとい
うが、そういう事は、法律が許さないというのであつた
町長は異議の申立もなかつたというけれども、公民館建
設特別委員会が殆ど十回も開かれたが、すべて秘密會で
あつたから、町民は全然之を知らなかつたのである。
スマス課長 公民館として許可された最初の趣旨はよく分
つたが、公民館か劇場かということについては、誰に責
任があるか

坂本町長 其責任は私に在る

スマス課長 町民は町の娛樂機關として同意したとい
うのか

坂本町長 教養と娛樂とで賛同を得たが、町民の大多數は
娛樂に賛同していた

坂本清馬批評

彼等共同謀議者共は、二口目には町民の大多數が娛樂に
賛同しているといつてゐるけれども、子細に調査すれば
決して大多數でないことが分る。

娛樂に賛同している者は、彼等の宣傳によつて理性の判
斷力を失つてゐる者である

スマス課長 其時社會教育法は施行されていなかつたのか

坂本町長 そうです

坂本清馬批評

然り當時社會教育法は施行されていなかつた。

然し社會教育法施行以前から、臨時建築制限規則は、實
施されていたのであつて、本規則においては、公民館と
劇場との用途が判然（デイスティングテイヴリー）と區
別されているのであるから、社會教育法が出来たために
公民館で映畫演劇が出来ないようになつたのではない。
固より最初から公民館では出来ない規則になつてゐる。
スマス課長 町民は公民館の何たるやについては關心を持
つていなかつたか

坂本清馬批評

關心を持たうにも、彼等共同謀議者は最初から「純然た
る公民館を建てる」といつて「政府をだまくらかして劇
場を建てる」（三月六日夜公聴會で龜谷議長の公言）の
が目的であつたから、過去は勿論、現在でも公民館のと
は町民に周知せしめようとしないのであるから、町民の
大多數は、公民館の何たるかを知る術がないのである。

坂本町長 そうです。本問題については各區から八十名普
通委員を選び、中十五名と町議會議員五名と、合計二十
名を常任委員とし、森町議會議員を委員長として建築設
計凡てにつき責任を負うようにした。

スマス課長 オーケー

坂本清馬申す

このオーケーという御言葉が、若し極めて民主的な方法

である、誠に結構である、よろしいという意味であるとするれば、それはわが中村町政の封建獨裁性を御認識されない結果である

普通委員八十名を選出したというのも、各區の町民の自由に表示された意思によつて選んだものではなくて、町の末端吏員駐在員をして彼等の都合の好い者のみを推薦させたものである

森清茂町議會議員が建設委員長になつたといつて、この森が思想的暴力の持主で、第一町長と綽名される程に勢力を揮い、殆ど獨斷專行、遂に今日の公民館問題を惹起した主謀者である

坂本町長 建築中二十四年六月に、公民館と映畫興行場とは違ふという嚴重な制限ができた

坂本批評

これには二重の嘘がある

一、二十四年六月十六日社會教育法が實施された時、公民館は、まだ建築に着手しないで、基礎工事が漸く出来ていた位であつたから、彼等共同謀議者共が、「政府をだまくらかして劇場を建てる」意思でなかつたならば、社會教育法の規定に基いて「純然たる公民館」を建築しなければならぬ筈である

二、次の三つの理由によつて、社會教育法が出来たから公民館と映畫興行場とが違ふようになったと辯解すること

とはできない

A 彼等が劇場映畫館を建てることを豫防する親心を以て、昭和二十三年十二月四日、建設省建築局監督課石井技官は、公民館建設申請書に添附してある設計圖面の二階の部の閱讀室の北端に赤線を引いて、「赤線の如く間仕切りを作ること」という警告的注意事項を發せられてゐるからである

B 社會教育法が出来る前から、臨時建築制限規則が施行されてゐるのであつて、本規則では、公民館と劇場映畫館との用途は、判然（ディスプレイ）と區別されてゐたこと

C 社會教育法が出来る前に、文部省から「公民館設置運営のしをり」が各縣社會教育課に頒布されてをり、其の内容には、一、公民館の趣旨及目的 二、公民館運営上の方針、乃至五、公民館の事業等が詳細に明示されてあるから、彼等が眞に公民館を建設する方針であつたならば、縣の社會教育課について、一應之を研究しなければならなかつたこと

九月二十六日に、建設委員會を招集して、全員一致で用途變更の申請を可決した 全員賛成であつた

坂本批評

これは全然嘘である

二十六日には、町本會議を招集した。右町議會の實狀は

次の通りであった。

○池川議員 開館しても當分赤字の續くものと豫想せねばならない

○森 議員 公民館は特定の會社によつて運営する、他の者には貸さない

○嵐邊議員 當局は役場修繕費の名目で起債した金を他

(註、公民館)を流用しているが背任にはならないか

○町長(參與) 役場修繕費に二百万円は必要としないことは最初から分つていたが、二百万円起債した。一部

他(註、公民館)を流用しているが、當局はその使途については餘り追求しないから差支ない

○森 議員 開館すれば芝居の大道具、小道具を早う造らねばいかん、三十万円もいるまいと思ふ、成るべく早くやるつもりであるが、町會は何程を認めるつもりか

早く決めてもらいたい。二十万円でも十五万円でもやれというならやれないともないが

○宮崎議員 僅か三十万円位では無論出来まいと思ふ、せめて五十万円位出してはどうか

○植田、安定兩議員 五十万円位は認めにやなるまい

(註、他の議員賛否なし、此等二三の議員の發言で、三十万円で作るとし、使途は一切森議員に一任すると決定した。他の議員異議なし
凡そ豫算の請求は、例えば甲道具何円、乙道具何円、

合計何円と明細品目を計上明記して之を議會に提出しなければならぬのであるにも拘らず、如上のインチキ會議で町の公金を支出することを、可決した一事實

を見ても、わが中村町政の腐敗の實情が察知されるのである)

○森 議員 興行は堅義の商賣ではない、自分も杞憂をい

だしている

○嵐邊議員 問題は重大である、若し失敗すれば總辭職して責任をとらねばなるまい

○池川議員 責任をとる必要なし、情勢かくなつたのは、われわれの責任ぢやない

○森 議員 總辭職の必要なし 辭職するなら君一人せよ

○嵐 議員 自分も責任があるように考ふる

○森、池川兩議員、嵐さん、そんな事はありませんよ、辭職する必要は絶対にありません

○宮崎議員 トーキキを本月中に現金を持つて行けば、百二十万円の機械が百万円で買える、他に徐々に暗くなつてそして映畫がうつるように整流機も買わねばならない。他に百万円位かけてスクリーンの横にかける遮蔽幕も買わねばならない。(註、彼等共同謀議者共が公金を浪費することを湯水を捨てるように思つてゐるとはこの一事でも分る)

○某 議員(逸名) 税金が縣に移管となつた以上、トーキ

一を買う前に、一應公聴會でも開いて町民の意思を聴いて見たらどうか

○安定議員 公聴會でわれわれの意見より優つた意見が出たらどうするか、勿論それに従わねばなるまい

○森 議員 それだからダメだ、それだから調印を取つておかんといかんと云うてある

公聴會においては、議長が發言を抑制して自分の意の在る所を大衆を引きずつて行くようにすればよい

坂本申す

賢仁慈仁にして私共の尊敬する

ツール長官殿 一九五〇年三月六日夜の違法公聴會も、徹頭徹尾、この森議員の意見通りに行われたのでした

○町長（參與）公聴會は、單に町民の意見を聞く程度であつて、何もそれを採擇せねばならんといふことはない

採擇するせんは當局の考えにある

○安定議員 われわれは町民の代表である。何も公聴會を開いて町民の意見を聴く必要はない。自分達の決めた通り押切つたらよい

○他の議員 何等意見なし

此時他の議員の目くばせによつて、森議員が後を振り向くと、井上辰巳君が彼等の發言を筆記していたから

森議員が「此問題はこれ以上討議すまい。直ぐ町民に筒抜けになるから」と二回繰返していつて、他の議員の發言を封じて了つたので、井上君は退出し去つた

右の通り、九月二十六日に公聴會を開いて、全員一致で用途變更の申請を可決したというのは全然嘘である

スミス課長 社會教育法が實施された時、建物はどの位出來ていたか

坂本町長は答えないで森議員が「七分目位出來ていた」と答えたが、之れは既に上に記したように全然ウソである

スミス課長 無言

坂本町長 その時既に建物が建築違反になつていた。知事の方から使用禁止の命令があつた

森 議員 使用禁止の命令が出るまで完成していた

坂本批評

昭和二十四年十一月二十八日付で、高知縣知事桃井直美氏が、建設大臣に提出した「中村町立公民館の増築及補修許可申請の副申書」の中に

「違反建築物としての審査資料」という公文書の中の第二項に

「違反に對して執つた措置」

「本年八月中旬幡多郡駐在の建築監視員が、現地を調査した當時は約五割工事が進捗していたが、別に違反とし

てみとめられる程度がなかつたが、十月中旬再實地調査の結果違反建築物であることが確認されたので、十月十九日工事中止並に使用禁止の命令を出し、十一月二十二日に一階に許可通り施工したので、一階の使用禁止を解除し、二階の使用禁止の繼續を命じてある」

と明記してあつて、使用禁止の命令を受けた時、建築が完成していたというのは嘘である。彼等は、工事中止及使用禁止の命令を受けたにも拘らず、十月三十日まで工事を續行し、且つ十一月二十二日まで使用禁止の二階を使用して映畫を上映した

スミス課長 無言

坂本町長 用途變更は許可にならず、昨年一ヶ月に十日間公民館維持費を得るために、映畫を上演することが許可になつた

坂本批評

彼等共同謀議者共は、「十日間」の命令に服従しないで爾來毎月約二十五六日を興行場として使用し、映畫を上映している

スミス課長 劇場としての用途變更は許可されなかつたか

坂本町長 ハイ、遅くなつて残念に思います

スミス課長 十日間の使用許可があつたのは、設計變更前か

坂本町長 違います。用途變更の申請に行つた時、十日間

を認めてくれました

スミス課長 設計變更を許可したのは公民館としての許可です

坂本町長 さうです

坂本批評

彼等が増築して公民館として使用せよ、興行場として使用してはならないという命令を受けたのは、十二月十三日頃であつたが、爾來今日に至るまで、増築を完成しないで、毎日興行場として違法使用を繼續しているのは、飽くまでも劇場に轉化する陰謀を遂行して、一部少数(十數名)の私腹を肥やそうとする目的である

それがため最近、新に替玉公民館を建設して目的達成を強行しようとする計画中である

これがために、多々益々公金を浪費して、町民の負担を重くするようなどは、彼等に取つては、蚊一疋を拵り殺すほどの痛さも感じないのである

彼等が、十二月八日發行建設省の建許第三、一〇三號の命令及びこの命令に依る十二月十日發行、知事の命令を實行しないのは、彼等に遵法精神のないためであるが、又一面幡多支廳長赤堀四郎氏が、人民に對しては、非常に厳正であるに反し、町役場、否、彼等共同謀議者に對しては、單に命令を傳達するのみで、彼等が忠實に命令を實行して、公僕としての義務を行い、町民に對して遵

法行爲の範を示すように、監督しないとも、その原因である。

スミス課長 現在は公民館か何か
森 議員 現実は主として映畫演劇場である

坂本町長 法律上では公民館ですが、現実は違ふ

スミス課長 建設省では公民館として許可をしている

坂本町長 法律では公民館といつてゐる

スミス課長 社會教育法では、登録されない中は、公民館といえない

坂本町長 町は公民館として社會教育課へ届出をしてある

坂本批評

届出をしても、政府の命令通りに増築補修して公民館として使用する誠意が認められないから、登録されないのである

スミス課長 その事に就ては、教育委員会では確認しているか、届出をしているか否か

解釋としては、教育、娯樂をするための施設であると同

時に、社會教育法の活動をしている建物に對する名稱が

公民館である。小學校でもやると出来るが、適法にな

つていない以上は、公民館とは言えない

松本主任 社會教育課が間違つてゐるではないかという誤

解があるように思う

届出している書類についても一つ言いたいことがある

スミス課長殿 町長に質問する
現在の建物が、教育的、文化的、娯樂的なものをやるのに設備が出来ているのか

坂本町長 現在は教育的なものには十分に出来ていない

スミス課長 町長さんは、公民館の設置の手續を取つて

をられるというが、現在の公民館を公民館とするか、劇

場がほしいか、何れかを決定するものは、町民の意思に

ある。私の個人的な見解ではあるが、それを公民館と稱

するか否かは問題でない

町民が公民館を必要とすれば、別に公民館を建てることも一案である

坂本批評

わが憐むべき中村町の公民館問題は、單に「違反建築物

公民館」を劇場にするか、公民館にするかというよう

簡単な問題ではないのであるから、町長等の嘘八百のお

しやべりを御聴取されたことにより御思考されて、如上

の御見解を發表されると、困惑する者はわれわれ町民で

あつて、彼等は御見解を逆用悪用して、益々公金を浪費

して新に公民館を建てて、現在の公民館を用途變更する

運動に突貫することは火を見るよりも明かであるからで

ある

私が何故にこういうことを曰わねばならないのか、それは次の事情があるからである

(一)わが憐むべき公民館問題は、南海震災直後、池川補議員、宮崎成美議員（現在非議員）等が中村町小學校の震災復舊木材を窃盜したり、全焼震災者に配給すべき連合軍の救授物資の長赤靴を盗取したり、乃至森清茂議員が震災復興の庶民住宅建築費を不正に取得したりした町政の腐敗状態が、今日まで引續いて行われていた積悪の結果として起つた不祥事件であるから、本問題を解決するには、第一に町政の腐敗を検討し、之を革新する必要があるからである。

(二)用途變更は、彼等の最初からの陰謀であるから、彼等が別に新公民館を建てることによつて、用途變更を達成するときは、彼等の悪心は益々増長して來て、其結果わが中村町政は、愈々封建獨裁のボス政治と化することな火を見るよりも明かであるからである。

(三)彼等には、眞に公民館の必要性を自覺している誠心はなく、別に公民館を新築するというのも、實は用途變更を達成して、映畫演劇によつて私腹を肥やすがその目的であるからである。

(四)新公民館を建築することによつて、町民の負担は益々重くなるからである。

坂本町長 法律的には公民館としては施設が不十分であるから、町は公民館を建てたいという方針を立て、いる新制中學の一部に五、六十坪の敷地で、町民の意思によ

つて建てたいと思つてゐる

スミス課長 最初の建物は劇場として持ちたいというなら何等差支ない

松本様の意見を聴きたい

坂本申す

この御言葉は、違法を認めると同意語に解釋される嫌いがある

何となれば「純然たる公民館を建てる」といつて「政府をだまぐらかして建てた劇場」であつて建築違反の建物であるからである

松本主任 公民館として許可を受けたものを、意圖的に劇場を建てたが、本省では用途變更の許可がなかつた之を劇場とすることになると、再び用途變更の申請をしなければならぬ

もう一つそういう風になると業者が困る

公民館の名を利用して興行を行つてゐるが、既に問題になつてゐる時、そういう風になると教育委員会が困る中村町としてはそれで最上であるかも知れないが、本問題は全國的のものであるから、公民館として建てたものを、劇場に轉化するようなことは困る

坂本申す

松本様の御意見は、實に中村町民主化、高知縣民主化、乃至日本民主化、平和日本建設のために、至當中の至當なる言である

スミス課長 十分諒解ができるが、町の方にしてもいい解決案があれば、それに従う方がよいと思う
いつまでも紛糾を續けているのは、町民に取つては不幸である

今の場合は、早く解決をつけるのが、焦眉の急である

坂本申す

紛糾は、新しい世界の生れる陣痛である

早く解決をつけるの最上の方法は、公民館として建築許可を受け、建てた公民館であるから、彼等が、「政府をだまくらかした」陰謀を悔い改めて、直に政府の命令通りに増築補修して公民館として登録し、一日も速に公民館活動を盛にし、公民館を町政民主化の本部とするところあり、且つそれが町民の幸福である

用途變更して之を劇場映畫館とするとは、町財政を益々紊亂さし、町民の負担を重くする所のボス政治を樹立するのみである

松本主任 世論の決定に對しては、社會教育課は手の打ちようがない

スミス課長 私の主たる仕事は、公民館活動を助成發達させてゆきたい、町自体が明朗な生活を送ってもらいたい

という考を持つている。町民自体が解決をつけられよ

劇場にしなければ劇場でいぢやないか

坂本申す

この御言葉は、わが憐むべき中村町民に取つては、誠に不幸の禍因となつても、決して幸福の究竟因とはならないのである

甚だ遺憾に思ひました

之に就きましたは、本歎願書及參考書類等に詳細に私の意見を述べてあります

賢明仁慈にして私共の尊敬する

ツール長官殿 私以上に記録した傍聴記録は、言葉其の者には、多少相異なる所があつても、意味は絶対に間違のないとを、茲に良心により宣誓致します

賢明仁慈にして私共の尊敬する

ツール長官殿 上掲の對話が、午後五時頃に終りますと、スミス課長殿は、御用務があるとかで御退出せられ、後で西村通譯係殿が、中心となられ、今度は私の意見を聴く會を開いて下さいました。私は、「敗戦、無條件降伏以來、マックアーサー元帥閣下の最も御寛大な御處置及御保護を頂き、且つ米國及米國民の非常な御同情及御救援を頂くことによつて、我日本國が日に月に平和日本建設の歩みを進

めている時、私共日本人としては、甚だ申上げにくい事柄
 であります。先刻スミス課長様の仰つしやつた御言葉
 (Suggestion) に對して、甚だ遺憾に思ふ点があります
 から、私の見解を卒直に述べさせて頂きます」という意味
 を述べ、次の如く自由に私の意見を表明させて頂きました
 一、本問題は單に無智なる『町民自体が解決をつけられよ
 い、劇場にしなければ劇場でいいぢやないか』という
 御言葉を無條件に用いて解決することはできません
 公民館は、高知縣とか中村町とかいう小地域に局限され
 た問題として解決すべきものではなくて、廣く日本全國
 に關連して大局的に解決すべき問題である
 何故かと言へば、公民館設置の目的は、日本全國の一つ
 一つの市町村自治體が、健全に民主化することによつて
 國民總意の上に、日本を民主化するに在るのであるから
 公民館として建てた町有建築物を、單に『町民自体が劇
 場にしたければ劇場でもいいぢやないか』という簡単な
 御言葉には、無條件に賛成することは出来ない
 二、公民館として建築許可を受けて建てた建物であるけれ
 ども、その構造や施設が公民館として使用するには不適
 當であり、且つ現實は劇場であるから、劇場に轉化する
 のも、亦已むを得ないぢやないか、という考えによつて
 用途變更が許可されることになると、法律的、政治的、
 思想的にもはや一中村町の問題ではなくなつて、正に

全國的に由々しい問題となる
 即ち忽ち縣下各公民館に悪影響を及ぼすばかりでなく、
 更に進んで全國各地の公民館に波及すべき可能性のある
 大問題であつて、其の結果、公民館活動による日本民主
 化のために、重大な支障を生ずべきは、極めて明かであ
 るから、私は用途變更には、飽くまでも反對する
 三、「法律を實行する義務」、「法律のもと、上司の命令
 に服従する義務」のある公僕が、一純然たる公民館を建
 設する」と申請して建築許可を得て後、その許可申請書
 に添附してある設計圖面を大工に示さないで、大工をし
 て別に劇場設計圖面を作らして、最初から計画的に政府
 及縣をだまくらかして建てた公民館、違反建築物として
 工事中止、使用禁止を命令されても、依然として工事を
 續行し、且つ公々然使用した公民館が、單にその構造施
 設が、社會教育法の公民館に適合しないからという理由
 で、名は公民館でも實は劇場であるから、劇場に用途變
 更してもいいぢやないか、ということになると、法律の
 尊嚴性、正義性は全然踏みにじられることとなつて、わ
 が中村においては、全町民の憲法精神に悪影響を及ぼ
 すことになるから私は用途變更には飽くまでも反對する
 四、既に十二月八日發行の建設省の建許第三、一〇三号の
 命令によつて、増築補修して公民館として使用せよ、興
 行場として使用してならない、という示達を受けている

から、彼等がほんとうの公僕であるならば、直に之を増築補修して公民館として登録し、一日も速かに公民館活動を開始しなければならない義務及責任があるにも拘らず、今猶命令を實行しないで、毎日映畫を上映したり、その他の興行を行つたりして、飽くまでも用途變更しようと計畫している彼等の無反省な違法行爲には、絶対に賛成できないのである。

五、「町民自体が解決すべき問題である。劇場にしたければ劇場でもいゝぢやないか」という御言葉には、重要な点において賛成できない。

今中村町民は、誰れもが劇場の効用は知つてゐるが、公民館については、殆ど總てが何事も知らない實情である。こういう状態下において劇場か公民館かと問へば、無智なる公民は、劇場を取るに極つてゐる。譬えば繪に描いた公民館という餅と、實物の劇場という餅とを並べておいて、どちらを取るかといへば、誰れもが實物の餅をとるのと同じ道理である。

眞に民主的に解決しようと思ふならば、先づ町民全体に「公民館の設置目的、その運営方法、その設備、その事業、町民各自が公民館から享受する精神的、思想的、社會的、團体的、産業的、物資的、家庭的、個人的、教育的、娛樂的等の利益、即ち」公民館の何たるかを、十二分に知らしめた後、現在の公民館を公民館として使用する

るが町民全体の幸福になるか、劇場として使用するが、町民全体の利益になるか、と町民全体の自由意思に問うのでなければ民主的解決方法といふことはできない。之に反して若し單に「町民自体が劇場にしたければ劇場でもいゝぢやないか」といふ風に、その選擇を無智な町民に放任すれば、假令それが多數決による選擇であつても、決して眞に衆智による民主的多数決といふことは出来ない（八十頁上段五行至下段一六行、八三頁上段四行至下段四行）。

右の通り卒直に忌憚ない意見を述べましたが、但し私が當時こういう風に表明したと記憶に残つてゐる所を記しました。

歎願理由書第七卷

高知縣弘報課長 上田修一郎氏の
中村町立公民館に關するメモ

二月二十二日午前中、スミス民間報道課長、松本社會教育課公民館係と協議の結果、中村町公民館問題に對する參考意見として次の通り結論を得た。

一、公民館として建築許可を受けた以上、公民館として社會教育法に基いて運営することが望ましい。劇場として使用することは認めるとは許されない。

二、若し町當局において別に公民館を建てて現在の公民館を廢止し劇場として用途變更する場合は何等差支ないように思われるが、その場合、新しい公民館が完成し、使用出来るようになつて、はじめて登録、同時に、現在の公民館の廢止届を出すこと。それ迄は現在の公民館は公民館として使用することが望ましい。

三、民間報道課、弘報課のめざす所は、中村町に於ける公民館活動を盛んにして、各種の文化運動が活潑に行われるようにするものであるから、今

後本問題については介入しない。但し公民館活動を盛んにするため必要な場合は相談に應じてよい
四、中村町公民館の將來について、町當局が新しい計畫をたて、町民の意思をたずね、その協力のもとに實行することは自由である。この度の公民館をめぐる紛擾は、一日も早く民主的な解決策を練り、町民の世論を尊重して圓滿な結論を出し、公民館活動の活潑化を極力はかつて頂きたい。
右正寫する
坂本清馬

(參考書類第三號) 一九五〇年三月八日朝
上田課長様に拙宅店前街上において手交した

一九五〇年三月三日

幡多郡中村町東下町一二四六番地

坂本清馬

高知縣弘報課長

上田修一郎様

侍史

一九五〇年二月二十三日付

貴翰に對する回答及本回答

に對する御回答請求の件

謹啓 陳者過日は大變お世話様でした。二十六日午後一時過ぎ貴方を本田悦造君と共に貴課及廳内各處に尋ねまわり且つ貴宅を御訪問致しましたが、伊野方面へ御出張のよしで、御面談することができず思を殘して立ち去りました。偕二月二十三日付の御懇篤なるお手紙を二十七日早朝中村に歸り直に拜見致しました。いろいろ御高慮を賜わり有難く深謝し奉ります。然る處御文意に對して、不肖坂本清馬は、貴意の在る所を會得し難い点が多くありますから、茲に愚意を被瀝して、御回答をお願申上げます。

記

一、「實はあのメモは、町長達に見せるものでありまして（坂本のましがい）貴方に見て頂くものは別にあります」とありますが、では
 イ「あのメモ」を坂本町長達に御交付されましたか
 ロ「貴方に見て頂くものは別にあります」とありますが、貴方は何故それを二十四日に貴課で御面接の時に、私にお示しにならなかったのですか、私は貴意の在る所を疑います。

二、「貴方の立場とその論旨も議題にのぼり」とあります

が、私の「立場」とはどういう立場ですか、私は俯仰天地に忤ちない信念を持つて唯々町政革新のためにこそ起つて居るのですが、何か私の「立場」に不純なものがありませんか、それとも私が映畫興行業者澤田氏を擁護する立場という意味ですか

私は最初から澤田擁護を自ら買つて出たのではないのです。九月二十六日、革新同志井上辰巳君から町長プラス町議會イクトール中村演劇株式會社に關して斯々の疑惑があるとの報告を受けたので、ではやろうかといつて、暗黒町政糾弾運動を起したのであつて、固より澤田擁護のために起ち上つたのではないのです

即ち十月十六日に第一回町政批判演說會を行つて後、十月末日頃になつて、井上氏の仲介により本問題の派生的事件として民業保護の意味で澤田氏を助けることになつたのです

詳しく言えばその事情は次の通りです

イ坂本町長、森議員、植田議員、宮崎議員等公金浪費の共同謀議者共は、選舉の時に當つて、「一万町民の公僕となり、よく一万町民の意思を尊重して、秘密のない明朗町政を實現して、わが中村町の繁榮を來たし、一万町民の福祉を増進するように、皆様の公僕として奉仕します」と公約したのに反して、封建獨裁的な暗

黒秘密の數による暴力政治を行つて、今日の如き公益浪費、背任横領、詐欺贈收賄等の容疑事件を惹起し、町財政を紊亂し、町民に重大な負担を負わしたること

ロ「公僕は法律を實行する義務」「法律のもと上司の命令に服従する義務」があるにも拘らず、何等情狀酌量すべき餘地のない悪質違反建築を行ひ、且つ林副總理等の政治工作を傘にきて、法律及び上司の命令に服従しないで、飽くまでも違法行爲を遂行している事實のあること

ハ公僕は總ての人民の營業を保護し、その繁榮を圖ることによつて、その市町村を進歩發展さすべき義務及び責任があるにも拘らず、彼等共同謀議者共は、たつた人の民間業者と何等事前に交渉も相談もしないで、七百万円という莫大な公金を浪費し而も同一映畫興行業を始め、且つ當然町有であるべき二百五十六坪の土地を、中村演劇株式會社の所有として登記し、町有百九十一株に對し民間株九株を加え、ボスと結託して公金によつて私利を營んでいる事實のあること

上記の理田で澤田氏を擁護するために民事部に訴えるようになつたのですが、これは派生的副目的であつて、私の主目的は封建獨裁的な暗黒秘密のボス政治を打倒して、「公正明朗で秘密のない親切な民主的町政を積極的且恒久的に實現する」に在るのです

三「その論旨も議題に上り」とあるのですが、私の論旨をどういふ風に論議され批判されたのですか、私は他の革新同志と違つて一箇の社會革命家です、飽くまでも一箇の信念に生き理想に生きてゐるものであります従つて私自身が正義である、眞理であると確信してゐる事柄に關しては、之を論破するに足るだけの論理を持つて來ない限り、何者の權威を以てしても、私を首服することはできないのであります

敗戦、無條件降伏の當時から新憲法制定に至るまで、日本の傳説、傳統等に對してあらゆる批判が下され、神典の如きは、殆ど鏝一文の値打すらないかのように論難政撃された時、私は此茅屋に在つて、日夜屹々と執筆し、約半年の月日を費し、稿を更えること四回の後、辛じて

日本皇國憲法草案

(註、現在は思想が變化して天皇を大統領又は委員長とする日本連邦自由連合共和國憲法草案を作製する心算です)を作製しました。そして天皇陛下、マツクア一サー元帥閣下、内閣に各登本献呈したのですが、其中において「三種の神器」は迷信でないという見解を發表した程に、自己の信念のためには、忌憚なく意見を發表し、何時犠牲になつてもよろしいという社會革

命家の心情に生きていますから、私の論旨を批判し論議されるならば、具体的に其事由を表明して頂かなければ、私は絶対に承服することは出来ません。私はわが中村町立公民館事件に関しては、公金浪費、背任横領、詐欺贈収賄の容疑で坂本町長を告発してあるのですから、公民館事件に關してツール長官殿に訴願して眞にわが中村町のために公平な御判断を頂くことが出来ないときは、之をGHQにまで陳情お願いいたす決心です。法律によつて最後まで闘う覚悟です。

要するにわが中村町の違反建築公民館問題については町政腐敗の根源が那邊に在るかを子細に検討し、頂かない限りは、之を抜本塞源的に解決することは、到底不可得であります。

例えば二月二十一日、坂本町長がスミス課長殿に答辯した言葉の殆ど大部分はウソでなければゴマカシであります。先づ此處から深く研究して頂きたいものです。四、「民主主義とは」一つの理想であり」とありますが、私の見解は之と違います。民主主義は生き物である。眞理である。眞理であり生き物である以上は、現實であると同時に理想である。理想であるという点においては、民主主義は無限なる發展の本質を、それ自体の中に内包しており、現實であるという点においては、その内包の本

質が常に外界に順應し又は反撥して自己實現が行われなければなりません。要するに理想であるからこそ、現實を進化向上さす力を持つていたのであります。

例えば民主主義を實現するために、公民館が全國に要求されているのです。公民館は民主主義の實現される機關であります。民主主義という理想は、公民館によつて、自己實現を行うのであります。

然るに單に民主主義は一つの理想であるとして、之を關上に束ね去つて、啓蒙を閑却し指導を放棄して、衆愚に阿り諛うような態度を採つていては、盡未來際理想の實現する時はありません。實現しない理想は理想でなくて空想です。困難を排し衆愚を導き、努力し努力し又努力してこそ、理想が實現するのです。理想を空想に終らしめないように努力するのが、われわれ人間の社會に對する責任であり義務であるのです。

では理想實現のために犠牲になるものは何人でしょうか、それは不肖坂本清馬のように、眞理のため、人類のため、公共の福祉のためには、一切の毀譽褒貶を眼中におかないで、須らく助くべきは一人でも助け、須らく排すべきは千万人と雖も、斷々乎として之を排す底の勇氣と果斷と信念とのある革命家又は改革家の外にはありません。

リンカーン然り、チエフアソン然り、ルーテル然り、

ガリレオ然り、凡そ先覺者といふ、開拓者という者は、キリストが予言者は郷里に容れられないと云つたようにその時代その土地においては誤解され排斥され迫害され異端視されるものでありますが、彼等は何故に自己の信念若しくは信仰を放棄しないのか、若しくはその傳道又は行動を中斷しないのか、それは彼等は唯此道こそ人類を救い、平和をもたらす所以であるという天地不動の信念に安心立命しているからであります。

不肖坂本清馬は、こういう先覺者や改革者が歩んだ道を歩みたいと念願し、且ついろ／＼な観点からして中村町立公民館を純然たる公民館として使用し速に公民館活動を盛にすることが、我中村町を繁榮さし、わが中村町民の公共の福祉を實現する所以の最も有効な正道であると確信して疑われないものであります。

貴方達が眞にわが中村町民を愛し、且つ民主日本、平和日本、自由日本を建設するために、公民館活動に重大關心を持つておられるならば、即ち「三、民間報道課、弘報課のめざす所は、中村町における公民館活動を盛んにして、各種の文化運動が活潑に行われるようにするものであるから、今後本問題については介入しない」と曰わべきではなくて、むしろあらゆる手段を盡して本問題に介入せられて、何よりも先づ封建獨裁的な暗黒秘密町政の禍根が何處に在るかという事を徹底検討して頂かな

くてはなりません。何故かといえは、この公民館問題の紛擾が未だに解決しないのみか、貴方が二月八日午前中村町役場會議室で話された事を、彼等共同謀議者共が逆を利用した結果、益々紛糾の度を高めて來たからであります。

五、「現在の日本人の中何程の人々が正しく理解して之を實行できるか」とありますが、この御言葉は、日本人自らが日本人を餘りに侮辱した自己冒瀆であると考えます。正解、非正解は姑く措き、實行について申します。われわれ日本人の中には、民主主義を實行したいと熱望している者は澤山あると察せられます、それが實行できないのは、二月十三日午前十時頃から十二時頃に至る間、私共が四國民事部民間報道課で、スミス課長殿と對談した時、課長殿が、本田悦造君、澤田寛君及不肖坂本清馬に話されたように現在の日本は封建思想（若しくはボス）と民主思想とが對立しておつて、しかも前者の勢力が後者のそれより優勢であるためであるから、私共の仕事はボス勢力、封建思想と闘い、之を排除しつゝ、民主主義政治を實現するに在るのです。それは實行できないといつて、放棄するのは、自ら社會人、公民たるの責任を遁避し、義務を怠るものであります。

苟くも社會人の責任を敢行し、公民の義務を遂行しようとおもうならば、そこに幾多の障害が横つてゐる事は、

覺悟していなければなりません。不肖坂本清馬は、貴方に明に申します

人各々見る所があり、その顔の異なるが如く、その考も亦違つて居るのですから、私には私の考がありますが、然し私の考が萬劫末代悠久不易な眞理であるとは思つていません。思想も眞理も活物であります。常に成長し常に發達します。そこで昨是今非ということも生ずるのですが、然し私自身はほんとうの民主主義を正しく理解して居る積りです。私の考は次の通りであります。

記

一、民主とはセルフガヴァーメントであつて、自己が自己の政府となり、自己の主人となつて、自主自治、人には迷惑をかけないことである
これは基本的人權に關係あることで、次の諸要素を内包しているものと考えている

二、人間は社會的存在であるから、自己が自己の政府となるという事は、他己に對して爲すべきことを爲さねばならないという義務があるということである。眞の民主主義の社會には、人と人との關係において權利の主張はなくなつて、唯だ義務の實行のみによつて、すべての人のゆわゆる權利が自然に暢達される。そこには、あなたはそれをしなさい、私はこれをします

という自由合意、相互扶助、連帶共働の關係があるのみで、ゆわゆる權利義務の關係はない

三、自己が自己の政府になることは、自らの自由を自ら創造することであるから、それは同時に他己の自由を尊重し、常に平等の立場において平和を實現し幸福を追求することである

四、民主主義の生活においては、強者は弱者に奉仕し、得んと欲すれば先づ與えよという原則が實行される之が範を示すものは、常に社會的下僕、即ち公僕でなければならぬ

親愛なる課長様 私は民主主義の社會は、次の方式によつて實現されると考えています

- 一、自由合意
- 二、自由發議權（ゆわゆる權利ではない）
- 三、メモランダム（直接立法權）
- 四、連帶責任
- 五、相互義務
- 六、相互扶助
- 七、協同經營
- 八、物資の増産
- 九、分配の公平
- 一〇、負擔の公平
- 一一、人格の尊重（相互親愛）

一、人間の平等（全前）

一、個人の自由（全前）

上記の諸要素は、われわれ人間が當然なすべき人道であつて、これを實踐することによつて

基本的人権、即ち万人平等の生存権が必然に自
分達のものとなり、あらゆる文化が人間生活に
化學的、有機的に織り込まれて、万人の安樂が
自然に實現する

これがほんとうの民主主義社會である、と私は考えている
のです
最大多数の最大幸福ということは、目的ではない、少くとも第一義的目的ではない、これは次善策であつて、われわれ人間生活の眞の目的は、何處までも總ての人々の安樂、即ち人間社會を構成している一切の個人が、その社會生活の諸の條件の許す範囲内において、最高最大の幸福を追求し得るといふ處になければならないのである。

これは自由平等親愛（萬物同根一族、自他渾然一体）の厚則から考へて見ても、容易に理解し得る所である。従つて人間社會の協同生活においては、一人の犠牲者、一人の不幸者があつてはならないのである。但しこういう社會生活を実現するための手段として萬已むを得ない場合には、最大多数の最大幸福で我慢しなければならぬこともある

であらう。例えば、それは満場一致、全員賛同の決議が最も望ましい所であるが、已むを得ない方法として多数決に依ると同じ道理である。多数決に依るからといつて、それが必ずしも常に眞理に妥當しているといふことはできないのであるから、多数決に依るが、小数の意見、もしくは唯一人の意見を尊重しなければならないという原則が存在している所以である。こゝに同一事を事情が許す限り、何回でも論議し合い検討し合い互に思い直し考え直し見直す必要がある

孟子が「地を易うれば則ち一」といつてあるように、われわれ人間の生活は、人類愛によつて兄弟姉妹の感覺に生じ、日常互におもひやり、いたわり合うのでなければ、一日といえども、眞に自由、平等、平和、幸福の生活は送れないのである。私が、人の犠牲者、一人の不幸者があつてはならないと主張するのは、歸する所、人類愛の人道主義的正義觀に依るものであります

親愛なる課長様、中村町の發展のためには、犠牲は已むを得ないという者がありますが、今坂本町長や森議員を中心とする共同謀議者共が、古人の所謂朋黨比周して違反建築物を本據として、中村演劇株式會社という營利團を組織して、建設省及文部省の命令及び指示に従わないで、町財政に決してプラスにならない興行をやつて、自ら私腹を肥やしつゝ（註、この事實を検討究明しないで公民館問題

に容喙されては困ります。正しく營業を行い、正しく生活している民間興業者を壓迫し、その營業を妨害していることが、果して中村町の發展のためには、犠牲は已むを得ないと云い得る口實となるのですか

私は、映畫興行が町發展のためにプラスになるとは考えていない。殊に彼等公金泥棒の共同謀議者共の組織している「中村演劇株式會社」という營利團の行つてゐる低級卑俗な映畫興行においておやであります

今やわが日本の民主的、平和的建設の時です。この建設には、先づ精神文化と及び物資の増産とが絶対不可欠な條件であり、焦眉爛額の急を要する重大事でもあります。物を正しく利用し、物を正しく増産するには、あらゆる力を動員しなければなりません。この力を正しい方向に向つて百%發揮さすものは、精神文化の力であります。わたくし共中村町民が尊敬し感謝する四國民事部民間報道課長スミス様が、去、二月二十一日の懇談會の席上において、中村町長坂本重道氏に

娛樂を欲求することは、人心の自然であるが、公民館というものの必要性も格別大きいではないかと思ふ

と曰われたのも亦私の如上の考と相通する所があると思ふ
親愛なる課長様 終戦前の「日本帝國」において、君側

の奸臣や權勢慾に燃える少數政治家共が、常に、天皇の名に依り、衰龍の袖に隠れて封建專制の暴力政治を行つて、無智なる民衆を搾取し、又は戰爭に驅り立てたことが、非民主的であつて、而も國家的、政治的、社會的罪惡であつたとすれば、戦後民主主義の風潮に乗じて國民大衆の名において

天皇裁判を主張したり、若しくは國會で、民自黨が與黨多數の力を悪用して、少數黨の發言を妨害したり、數の暴力を以て議案を可決し去るのも、亦國家的、政治的、社會的罪惡である。と私は考えています

之と同じように單に多數町民が娛樂を希望していたという口實によつて、町長坂本重道氏や議員森清茂氏等が中心となつて町民の金で映畫興行を行ふことによつて、正しく營業し、正しく生活している民間業者を壓迫し、その營業を妨害するのも、亦自治体における政治的、社會的罪惡と曰わねばなりません

坂本町長、森議員、宮崎議員、植田議員及民間株主八、九名が中村演劇株式會社という營利團に集くうて公金により私利を營む映畫興行のために、正しく營業し、正しく生活している民間興業者がその營業を妨害され、彼等のために犠牲にならなければならないという理由が、何處にあるのですか。今迄正しく營業し、正しく生活し、映畫興行で中村町民並に周邊村民達に常に娛樂を興え、時に犠牲的

奉仕をして来た、唯一の民間興行業者を、何等正常な理由なくして、多数の力を濫用して、しかも彼等の利益のために、犠牲に供することが果して民主主義の原則に適合したものと曰えるのですか

親愛なる課長様、われわれ國民は、永久に侵すことの出來ない権利として、基本的人権を保障され、公共の福祉に反しない限り、生命、自由、及び幸福追求の権利を與えられてゐることは、貴方の知られる通りであります

私の解釋によれば、基本的人権とは、われわれ各個人の平等な生存権、生活権であります。よし多数者であってもそれらの人々が映画を娯樂するために、一人又は少数者の幸福追求の権利が妨害され、その生活が脅されることは、われわれが憲法で保障されている基本的人権に反する違法行為であつて、眞に公共の福祉を實現する所以でない、私は考えています。民主的に多数の意志によつて解決するということは、一事件、一問題の眞相をよ見究めている人々の、十二分なる論議検討の末、多数の意思の一致する所によつて、之を解決するという意味であつて、決して無智なる多数の意見によつて解決するという意味ではないと、私は解釋致しています

以上述べた意味において、公民館として建てた建築物だから

ら公民館として使用し運営せよ、と命令されている違反建築物を、劇場に用途變更することに依つて、民間業者が犠牲にならなければならない理由は、憲法上においても、人道上にをいっても、絶対にないと私は確信してゐるのであります

私はGHQにまで訴願して調います。眞理は常に進展する。何者も之を阻止することはできません。必ず私の主張が勝つと確信してゐます。唯だ

最高權威者の公平な御判断を仰ぐのみです

六、「將來に對する確實な見透しは、よく一人の人の爲し得る所にあらず。必ず多数の人々の協力により衆智を以て改善の一途を辿らねばならぬと存じます」とあります。衆智の解釋を除いて、他は全く同感です。然しこのお言葉からしてわが中村町立公民館を劇場に用途變更してよい、その方がわが中村町の將來の發展のためになるという結論は出て來ないのであります

貴方が曰われるように、「現在の建物を公民館として使用する場合、果して公民館として人口一万に足らざる町で正しく經營出来るか、私の現在の知識を以て察するに不可能無益、大きすぎる、經費のみくうというより外ありません」という科學的結論は生れて來ないのであります。私は之に反して、大きいのが却つて有利である、必ずやれる決して經費をくうとはない、私は之を純然たる公

民館として活用するときは

先づ第一に、海外貿易品として將來最も有望な物の一つである花むしろ製造の授産所を設置し、勤勞、勞働階級の主婦や娘さん達にその技術を授け、之を家内工業として發達せしめ町民の經濟を豊にする、そしてわが中村町を租税完納の模範町にする。しかもこの事業は、わが中村町と周邊諸村との相互扶助、共存共榮の關係に立つ産業であるから、必ず協同事業として成功させることが出来る。そして周邊諸村と合併して、中村市を建設する時期を促進することが出来る。

現在わが中村町には、定期に主食の配給を受けることのできない世帯が少くとも三百はある。三百といえは全世帯二千四百の壹割以上である。民主主義憲法治下に在つては、各人の基本的人權が保障されているのであるから、經濟は厚生經濟を行つて、人民を富まし、民生を安定させることを以て、政治の基本的方針となし、大に産業を興して人民の幸福追求の權利を出来るだけ充足せしめなければならぬのである。

これは國家においては、なかく困難な事柄であるが、地方自治体においては、行ろうと欲えば、容易に行ることが出来る事柄である。

今中小企業者が殆ど倒壊の危機に直面している時に當つて、われわれ中村町民の汗膏の結晶である町税で構成されている公金を、七八百万円も浪費して一部町議會議員の私腹を肥やすために、絶對儲からない興行を始めるのが、根本的過誤である。

次に公民館として使用するならば、この大建築物を彼等共同謀議者共の壟斷に任さなくてもよいのであるから、一ヶ月に二日又は三日位を、幡多郡下の勞働組合の集會場として開放するプログラムを組むことも出来る。

その他公民館として使用するならば、社會教育に有益な娯樂場として全町民に開放使用することも出来るし、精神的にも物質的にも、之を民主的に100%活用し得るのである。

經費の面においては、町民全体が一致協力して之を眞面目に使用するならば、國家から相當額の補助金を仰ぐことも出来るし、又今日わが中村町議會が年間殆ど百回に近い諸會議を開いて、各議員に對し日當二百円又は百円を支給しているのを半減し、且町吏員及町議會議員の出張舟車賃を三等にするだけでも、年間十万円やそこらの經費を拮出することも出来るし今の悪財政を根本的に革新して健全財政を樹立するならば、年に五十万や百万、場合によつては二百万以上の節減が出来るのであるから、決して公民館維持費及活動費には困らないのである。

詳しい事は本書では省きますが、貴方の曰われるように人口一万に足らざる町で、正しく、経営できるかという御心配は明に杞憂であります

若し一万足らずの人口の小都市では、こんな大きな建築物は、公民館としては活用不可能とするならば、之を劇場としても亦同じ結果となるではないかということも出来るのです

要するに、私はこの公民館を一中村町の公民館とせず、廣く幡多全郡の公民館として、物心両面の民主的活動の中心をここに置き、幡多郡総合開発の大策源地としたいと考えているのです

七、「裁判でいう情状酌量の餘地あり、検事の論告通り何事も決るものではない筈であります」

私は此御意見には反対です。貴方達は、わが中村町が彼の南海大震災以來如何に腐敗しているか、殊に公民館建設をめぐつて如何に大くの公金が不正に使用されているかを、十二分に御検討されないうで、情状酌量の餘地ありなど曰われるのは、餘りに無責任な皮相論です

もつとわが中村町政の腐敗している真相を抜本塞源的に御検討御究明された上で、正邪曲直の御判断を下して頂きたいものです

詰りこんな御考えになられたのは、二月二十一日、坂本町長がスミス課長様に答辯されたことを、御信用せられ

た結果でしようが、あれは大部分ウソである若しくはゴマカンである、わたくしはツール長官殿に具申陳情すると同時にGHQに数願書を差出す考であります。眞理のため、わが中村町百年の發展のためには、一身を犠牲にしても、飽くまでも闘い、飽くまでもわが中村町民の保護を哀訴数願いたす覚悟であります

八、「貴方の論旨にも批判が下され、決して民主主義の原則に合致したものであるとは認められて居りません」とありますが、この一語は、實に聞き捨てにならぬ御言葉であります。誰が認めていないのですか、スミス課長様ですか、それとも貴方達お三人様ですか

人各々に自己の主張や見解がある以上、不肖坂本清馬の論旨が決して民主主義の原則に合致したものであると認められないことは、貴方達の御自由ですが、その御自由は、何故に坂本の論旨が民主主義の原則に合致していないかという、その御批判の論據を示されるのが、民主主義の原則に依る批判ではないのですか、貴方達の考えておられる民主主義とは、何ういう原則を持つているものですか

若し町民の多数は、公民館の用途變更を希望しているのに、坂本一人が之に反対して、一民間興行業者を擁護するの立場に立つて居る、多数の意思に反して少数の意思に與する坂本の論旨は、民主主義の原則に合致しないと

曰われるのですか
 之に對する私の論旨は、上に述べてありますから、御再考を御願致します。
 若し貴方達の曰われる民主主義が、貴方が坂本町長達に渡されたという「メモの第四項」

中村町公民館の將來について町當局が新しい計畫をたて、町民の意志をたすね、その協力のもとに實行することは自由である。この度の公民館をめぐる紛擾は、一日も早く民主的な解決策を練り、町民の世論を尊重して、円満な結論を出し、公民館活動の活潑化を今後極力はかつて頂きたい

と申すのと同じ意味のものであるとすれば、私はその儘鶴呑みにすることは出来ません
 何故かと申せば、私も之を眞に民主的に對決する方策として、よく町民の意思を尋ね、町民の世論を尊重して町民の多數が賛成する所に決定することには何等異存はありませんが、それには絶対不可缺な前提条件が必要であります。即ち、全町民が公民館の運営、活用、及びその受益を知ることあります。知るとは事物、状態の本質性格構造作用利益等、凡そ其自体から發揮し得る働き、其物の形態を見究め知り悉すことあります。詰り智見であつて單

る Konwledge ではなくて Intelligence でなければなりません

貴方は「將來に對する確實な見識はよく、一人の人の爲し得る所にあらず。必ず多數の人々の協力により、衆智を以て改善の一途を辿らねばならぬと存じます」と曰われますが、御言葉の衆智の智は、正しい意味において今私が申した智見でなければなりません

スミス課長様も、去二月二十一日の御意見によれば、「これは町民自体が解決をつけなければならぬ問題であつて、劇場にしたければ劇場でいぢやないか」と簡單なお考えでいらつしやるようですが、われわれ中村町民に取つては、そう簡単に片著けて了う譯にはゆかない問題であります

成程、町長達がいうように、今日約半数、若しくはそれより少し多い町民は、劇場にすることを希望しているかも知れません

用途變更を希望している者は、大休左の五種類に分類することが出来ると思われま

す。公民館建設委員長町會議員森清茂氏が、特に力を入れて宣傳する「折角出来たから」という計畫的言葉に誘導されて「折角出来たものだから、これを壊すわけには行かないぢやないか、中村にあれ位の劇場は一つ位あつてもよい、太陽館と競争して双方の入場料が安

くてよい」という花より團子式の無智なその日暮しの

考えの町民（これは最も多数である）

二、坂本町長、上野助役、森議員、植田議員、宮崎議員

池川議員、山崎議員等や町の御用機関である「中村弘

報」や「南國新聞」等の一方的宣傳を無批判に盲信し

ている町民

三、故意に違反建築に味方している町のボス

四、公民館建設に關する公金支出の違法、不當、浪費、

及中村演劇株式會社の犯しつゝある、不正違法行爲を

知らない町民（町民の大多数は、劇場賛成不賛成に拘

らず、皆その真相を知りたがっている）

五、公民館に集つてゐる民間のボス

六、公民館によつて町民全体の受ける利益が、精神的に

も物質的にも如何に偉大なるものであるかを知らない

町民（約一万町民の中、この偉大なる民主的利益を十

二分に知悉している者は、殆ど一人もないといつて、

決して過言でない現状である）

親愛なる課長様、上記のような實情にあるわが中村町にお

いて、果して貴方の御意見の通り

(イ)「多数の人々の協力により」將來に對する確實な見透

しがつくでしようか

(ロ)「衆智を以て改善の途を辿る」ことができるでしよ

うか

零は幾ら集めても零であります。千百万億の零よ

りも、一箇の整数が人類社會の幸福追求のために

絶對量役立つたことは、古今東西の歴史の實證し

て餘りある所であります

民主主義政治は代議政治であり、代議政治は多数決によ

つて行われるといふのですが、今日國會において可決され

る諸の法律等が、果して眞に各代議士の自由に表明され

意思の總和の多数によつて決定されていますか。

よしそれが眞に正しい意味の多数意見によつて可決され

公布され、實施されているとしても、更に之を深く廣く研

究して行かざれば、決して全國民の正しい意見の多数決と

曰ふことはできないでしよう

私が憲法制定に當つて、われわれ一人一人の國民の自由

發議權及直接立法權を認める條規を設けなければならぬ

と具申陳情した所以はこゝに在るのです

「又多数の意見の一致が、必ずしも普通妥當性のある正

論でないといふことは、或る専門の技術又は事業について

考えて見れば、直に釋然たるものがあるでしよう

例えば航海について考えて見るに、船の航海に關しては

幾千人の乗客の衆智よりも、唯一人の船長の知識、經驗、

技術の方が正しいのであつて、この場合の衆智は、實は衆

愚であつて衆智ではない」

親愛なる課長様 群衆心理は、衆愚心理です。衆愚心理は、正しい観察力、批判力のない附和雷同性を持つているのですから、わが中村町の公民館問題を解決するに當つて單に貴方達の曰われるように、

『町民の意思をたずね、その協力のもとに實行することは自由である』

『日も早く民主的な解決策を練り、町民の世論を尊重して、円満な結論を出し』

というだけのアドヴァイスだけでは、決して眞に円満妥當な解決はできないのです。従つて

『公民館活動の活潑化を今後極力はかつて頂きたい』

という御希望などは、到底實現される見透しはつかないのです。ではどうするかといへば、御言葉の

『一日も早く民主的な解決策を練り』

というのが、本問題解決の絶対的條件とならなければなりません

そこで劇場の有益とか無益とかいうことは、眼に一丁字のない町民にも分つてゐるのであるから、今後二ヶ月間位公民館の設置目的、その運営方法、その町民全体の享受する利益等について十二分なる知識を興え、即ち公民館に關する智見を修得さして後、公民館を擇ぶか、劇場を擇ぶかということについて、新制中學卒業生以上の男女全町民をして、無記名投票をさして、之を決定しなければ、眞に

『民主的に解決策を練つた』上の解決とはならないのであります。

「去年十一月二十二日、坂本町長は、用途變更申請が却下された後、目下『用途變更申請中である』と全然事實に反する虚偽の公文書を作成して、幡多郡下の青年團長に、用途變更申請の署名運動を依頼したことがあるが、その時わが中村町の署名捺印者の中には、東下町だけでも、

一、満八才に五日不足の者

一、満六才四ヶ月二十六日の者

一、満三才八ヶ月二日の者

一、満二才九ヶ月二十六日の者

一、満一才四ヶ月十七日の者

一、満六才六ヶ月十六日の者

一、満七才八ヶ月十六日の者

一、満三才十一ヶ月の者

一、生後四ヶ月十一日の赤ん坊

等が含まれていたのであります。以て如何にボズの力が旺盛であるかが分るのでしよう

こういう風なわが中村町において、公民館に關する正しい智見を修得ささないで、劇場か公民館かについて、町民の意思にたずね、町民の世論に質すことは、結局船の航路を素人の乗客の多數の意思によつて決定するのと同じ結果に終るのであるから、私は貴方達の單なる「一日も早く民

主的「解決策を諫り」云々の御意見には、無條件に承服することは出来ません

もつと積極的に最後のアドヴァイスを與えて頂きましたので、此点實に遺憾に思います

親愛なる課長様、私は最後に貴方の、

「兼智を以て改善の一途を辿らねばならぬと存じます」にお答え申します。

私の人生觀、處世哲學は、眞空妙有、即ち絶対無の心境に立つて、絶対有の万人安樂境に安住するに在るので、こゝろいう人生觀からして、私はこの天地の間、大自然の中には、一物として「己の物という物は」絶対に存在しないわれわれ人間の生存、乃至その幸福追求というものは、自分の力によつてなされるものではなくて、天地万物、古今東西、すべての人、すべての物の犠牲により、恩恵によつて與えられ、生かされている存在である。デカルトは「我思う故に我存在する」といつたが、思惟も存在も、一毫所謂我たる者の獨立した存在又は力ではなくて、我及び我以外の力が集り成つた衆縁和合の一現象に過ぎない。詰りすべての人、すべての物の歴史的、空時的恩みによつて生き且つ成長しているのであるから、われわれの生活にはこれは「己の物ぢや」という物は一物もない、と私は考えている。

この心境を芭蕉は、

「閑けさやいわにしみ入る蟬の聲」といふ行基菩薩は、

「おろ／＼と鳴く山鳥の聲きけば、父かと思ふ、母かと思ふ」とぞ思ふ」

と歌つて居るのですが、これは私がほんとうの民主主義を實現する社會的作用として

一切の人は、一切の人のために、唯だその爲すべき義務を盡せ

一切の人は、一切の人のために常に犠牲になれ

一切の人のために義務を盡すことは、一切の人の権利が獲得されることであり、一切の人のために犠牲になることは、一切の人が犠牲にならないことである

われわれ人間は、常に万物同根一族、人類同胞觀を以て相互扶助、相互親愛を實行すればよい

と主張する所以であつて、この道理を自覺体得すれば、

一切の戦争、一切の紛争は、地球上から絶滅し去る。娑婆即ち寂光淨土、地上即天國である。私の理想の縮圖はこの通りである。然しこれは理想であつて、常に發展し進化するものであるから、私が現在考えていることを直に實現することは出来ない。ではどうするかと云えば、結局貴方の

曰われる通り、「改善の一途を辿る」の外はありませんが之をわが中村町政について具体的に言え

一、公民館の違反建築事件に關して、之が根本的解決策と

して、公金浪費によつてわが中村町の財政を紊亂困窮させた町當局及町議會議員の總辭職を要求し、新當局、及新議會により之を解決すること

二、町財政の收支決算及全明細を毎月弘報に公表すること
三、本予算書も、更正追加予算書も、乃至條例も、その都度之を町民各世帯に配布すること

四、町議會は委員會を含め、全部之を公開して、如何なる事由によるも秘密會議を開かないこと（但し租税賦課に關する議會は、已むを得ない場合に限り秘密會にする）
五、民間委員會を作つて町政全般について審議検討し、その結果を公正に参考にすること

六、重要議案は、先づ町民の意見を徴し、全町民の意見を集めて、幾回でも論議を盡した後、之を決定すること

七、議員の日當二百円を半減し、出張汽車賃、汽船賃等を三等に減額すること

八、住宅政策を實行すると同時に、産業を興し、家内工業を發達さして全町民の生計を安樂にし經濟を豊にして、

租税完納の模範町とすること

九、以上の政策を實行するには、現在の公民館を直に純然たる公民館として、精神的及物質的の諸の計畫を實行に移す必要があること

どんなに立派な大殿堂である劇場ができて、こゝでよい浪曲とか演劇とかを興行するとなると、入場料が二百円

もかゝるのであるから、之を娛樂し得る町民は、極めて少數である。私は舉町借樂の町政を行うことを民主主義政治の目標としてるのであるから、苟くも町立公民館を少數者の娛樂場としたいくないのである

今日、わが中村町には定期に主食の配給を受け、ることの出来ない細民階級が三百世帯以上もあり馬小屋同然の借家に住い、つゝも、立退さを要求されてゐる氣の毒な同胞もいる

凡そ政治の根本的的は、何より先づ厚生經濟を實施して、町民の生活を安定さすことにあらねばならないのである。之を放却して共同謀議の陰謀によつて、名を公民館に借つて劇場を建て、私腹を肥やそうとする悪町政には、斷々乎として反對であります

公民館にするか劇場にするかは、坂本町長、上野助役、森議員、植田議員、宮崎議員、池川議員、山崎議員、龜谷議員等が辭職した後、新町當局、新町議會と町民との自由合意によつて決定するのが、悪町政を革新して眞に民主的な善町政を實行するために、絶對不可決な條件であると確信するものであります。

要するに、今日の紛擾を惹起した悪町政の禍根が何處に在るかを、公平熱心に御研究して頂きたいのです

右御回答かたく親愛なる課長様の御回答を仰ぎ奉
ります

敬具
右坂本清馬

歎願理由書
第八卷

一九五〇年三月七日

中村町 坂本 清馬

上田弘報課長様

謹啓 日々御健在で御勤務の御事と存じます。わが悲むべき中村町は、貴方が二月八日に町議事室で、彼等共同謀議者共に話された御言葉、及び二月二十一日に民間報道課長スミス様が、坂本町長、森、池川兩議員に話された大變甘い御言葉を、百々逆用悪用して、現在の公民館を劇場にする陳情の準備工作として、昨夜公民館で、八時頃から十二時頃まで、公聴會を開催した、その模様を左に御報告致します

報 告

一、町議會議長亀谷長衛氏は、開催の挨拶として大要左記の通り述べた

「この公聴會は、これまで弘報委員會が主催者となつて開いた公聴會とは違ひまして、今度新に公民館に關する特別委員會を設けまして、この特別委員會が、こゝに掲げてあります

- (一) 中村演劇株式會社町持株處理方法案
 - (二) 中村町公民館問題解決案
- につきまして皆様の御意見を聴いて、それを羅針盤として適當な解決案を見出したいと存じまして、皆様に御集

りをお願いしたような次場でありませう云々
然しこの公聴會が如何様な結論に到達しても、それは法律の手續きとしては、無効である
何となれば

一、法第九條第五項に規定してある公聴會は、「常任委員會」のみが開催し得るものであつて、「特別委員會」には、その權限がないからである
別言すれば、法第九條は、「常任委員會」の規定であつて、「特別委員會」(第九十條)の規定でないからである
總理廳事務官若林仙二氏著「改訂註釋地方自治法逐條解釋」は、第九十條特別委員會の條で、「第九十九條第五項の規定は、單に常任委員會が公聴會を開催するに最も適した機關であるとして、例示的に規定されたものに過ぎないから、條例(一一一)で定めれば特別委員會においても公聴會を開くことができる」と解すべきである
と解釋してゐるけれども、然し(一)法第九十一條の規定は「(條例への委任)前二條に定めるものを除く外、常任委員會及び特別委員會に關し必要な事項は、條例で之を定める」とあつて、本條は前二條の規定外の事項に關するもので、公聴會に關するものでないからである。
(二)従つて私は金丸三郎著「地方自治法精義」において「(三)公聴會を開催しうるのは、常任委員會に限る。従

て本會議及び特別委員会においては、公聴會を開催することができない。すなわち、公聴會は常任委員会において議案を審査する過程（註、原則として付議前と解釋すべきである）において、委員以外の利害關係人又は學識経験者を出席せしめてその意見を聴き、民意の暢達と審査の完璧を企圖しているのである」と解釋してあるのを正解と考ふるものである。

その他法第二百十七條第三項に、分担金徴收の條例を拵えるため、公聴會の規定があるけれども、これも常任委員会が開催し得るものであつて、特別委員会の権限ではない。

二、公聴會に出席する者は、「参加者」であつて、町民の代表者でないのであるから、之を町民が選出すべきものではない。然るにこの公聴會の出席者は、町役場の指示に基づき、駐在員と稱する吏員の指導により、町民が之を選出した、被選出者は、即ち代表者であるから、自己の自由意思による意見を發表することができない。（下記「九」御對照）

三、所謂代表者が全部男子であつた

四、公民館問題は、わが中村町民全体に取つて極めて重大な利害關係のある事件であるから、廣く男女町民から自由に表示した意見を聴くのでなければ、公聴會の趣旨に副わない

五、新制中學卒業生の意見も聴き、全町内の参加希望者の意見を聴くようにしなければ、公聴會の趣旨に副わない

六、本條には「眞に利害關係を有する者又は學識経験を有する者等から意見を聴くことができる」とあるから、文法上から言えば、二者擇一の文意のように解釋されるが然し公民館は、社會教育の民主的綜合機關であつて、われわれ町民を、各種の文化的教養を身につけた公民となるように、啓發指導し、及び町民が日々此處で相會し相接する間に、相互教育し相互琢磨する施設であるから、参加者は唯だ町民でありさえすればよいというのではなく、或は單に利害關係を有すればよいというのではなく、特に學識経験を有する教官や宗敎家や辯護士や勞政所長等を参加さし、此等の人々から各別に自由な意見を聴くようにしなければ、公聴會の趣旨に副わない

七、殊に最も不可解な事は、最初から用途變更に絶対に反對し、公民館として建築許可を受けて建築した造營物であるから、純然たる公民館として使用するのが當然であると主張して一步も譲らず、終始一貫して町長及町議會と闘つている坂本清馬が参加し得ないように計畫したことである

八、坂本清馬の隣組では、中村演劇株式會社の株主で、會社から給料を貰つている木村虎吉を代表者として選出するよう策謀した疑いがある

これは坂本清馬の私見であるが、この公聴會は、町長以下町の役職員、町議會議員、及び公民館、中村演劇株式會社株主、同會社被使用者以外の男女町民の意見を聴くための會であるから、前記の者は、何人といえども意見表明の適格者でない

九、町政に關しては、嚴正中立であるべき中村弘報委員會委員長笹原武重氏が代表者として出席した、これが適法でない

況んや彼は彼の居住地である小姓町地區から選出された他の代表者の意見發表の自由を奪い取つた事實があるに於いてをやである

即ち小姓町地區では、凡そ二十名の代表者が選出されたが、その大部分は中老以上の者であり、且つ多くは封建思想の持主である

彼等は同地區内の意見をまとめると稱して、代表者のみの會合を開いた、そして一番若い代表者である右城君の意見は、坂本清馬と同じであるから、今度の公聴會では意見を表明すな、小姓町地區の町民の總意は用途變更、新公民館建築に賛成であるから、君は意見を發表すな、と多數の暴力的意見によつて、その意見表明の自由を奪いとられて了つた

これが主として笹原武重氏の策動であることは、十日の視る所、十指の指す所、夫れ嚴なるかなである

こんな中村第一等の思想的(?)ボス、政治的ボス、自己の來るべき選舉對策のためや、物質的利慾のためには常に厚顔無恥、どんな惡辣な手段でも弄し、どんな嘘でもシャーシャー然として言い去り言い來つて平氣の平さであるような偽善漢が、中村町弘報委員會委員長である間は、わが中村町の封建獨裁の暗黒秘密の惡町政は、いつまでたつても肅清刷新されないのである

一〇、公職追放者篠川隆徳、杉佐助の兩氏が、代表者として出席していた

この公聴會は、法の規定に基いて、町政に關して町民の意見を聴く公けの會であつて、町民大會や弘報委員會主催の公聴會とは、性質が違ふのであるから、公職追放者を参加させることはできない

大体上記の事實によつて、この公聴會は違法であり、従つて何等法律上の効力はない

彼等共同謀議者は、約百八十名の出席者の中、十六七名位しか發言しなかつたのに、ゆわゆる代表者外の約四百名以上の町民の發言を許さなかつたのである

假に十戸につき一人の割合で、代表者を選出させたのは、全町民を一堂に集合させて、すべての人の意見を聴くことが不可能なために、已むを得ない方法であつた、と善意に解しても、出席代表者百八十名ばかりの中、僅に十六七名位しか、意見を表明する者がなかつたから、司會者は自ら

進んで代々者外の町民の意見を表明すべきであるのに、逆にその意見の表明を許さなかつたのは、この公聴會が眞に町民の意見を聴き、世論を察知するために開催されたものではなかり、出来るならば彼等の思う處に町民の意見を誘導しようとする計畫であり、若しくはほんの申譯に公聴會を開いて、自己に不利な意見は司會者が之を抑制してすべての意見を自己の計畫通りに引きずつて行く陰謀であつた、と言ひ得るのである。これは風邊壽太郎議員が、用途變更、新公民館建設の事情について不當に長く演説したのを見ても分る所である

要するにこの公聴會で表明された意見は、賛否交々であつたが、僅か十六七名ばかりの意見の發表では、彼等共同謀議者共が言うが如く、町民の世論若しくは多數の意見といふことはできないのである

私の見た所、聞いた所に依ると、わが中村町の世論は、大体次の通りである、と判斷して差支ない

一、現坂本町長及び現町議會議員の總辭職を希望する

一、公民館にするか劇場にするかは、新町長及び新町議會議員と町民とが自由合議によつて決定する

従つて私の意見としては

一、屢次適當な集會を開いて、公民館の設置目的、その運営その行事、その事業及びその町民全体に與える利益、並に公民館活動が日本民主化に如何なる貢獻をなすかを説明

し、町民全体をして公民館の全貌を知悉せしめて後、次の方法によつて、現在の公民館を純然たる公民館として使用するか、劇場に用途變更するかを決定する

一、新生中學校卒業生男子全員
女子全員

二、全

三、高等學校卒業生男子全員
女子全員

四、全

五、男子青年團全員

六、女子青年團全員

七、父親全員

八、母親全員

九、男子教官全員

一〇、女子教官全員

二、前記以外の全町民（但し町長、助役等町役場職員、中村演劇株式會社株主及その被使用人、町議會議員全員を除く）

等について、各別に無記名投票で賛否を問うのが、最も公正適當な唯一の方法であると思ふ

要するに三月六日夜の公聴會では、町民の世論というものは、生れて來なかつたということを知つて頂度いために、この書面を差上げる次第であります

尙特に御賢察して頂度い事はスミス課長様が、町民が劇場を欲するならば劇場にすればいいぢやないか

と曰われた事、及び貴方が
 新に公民館を建てるならば、現在の公民館を劇場に轉化
 することが出来るかも知れない
 と曰われたことを、逆用悪用した結果として、今度の公聴
 會が、「特別委員會」という全然無権限の委員會によつて
 開催されて、町民代表者と稱するものの意見を、彼等共同
 謀議者共の計畫通りに誘導しようとした歴然たる事實があ
 るということでありませう
 以上今度の公聴會の模様及び之に對する私の所見を述べて
 御参考に供します
 敬具
 右坂 本 清 馬

追 録

私は常任委員會と公聴會との關係、及び公聴會の性格並
 にその目的につき参考資料として
 内務省行政課長鈴木俊一、内務事務官金丸三郎講述、
 實例判例挿入地方自治法講義（昭和二十二年十月二十
 五日發行）
 の一節を抄録し、且つ私の解釋を述べることとする
 一、二六〇頁に曰う、常任委員會は、議會の閉會中も活動
 することが出来るのでありますけれども、但し、議會の
 議決によつて特に付議された事件に限るのであります
 茲に「付議」というのは、或る事件を議會で論議検討す
 べきことを議決したけれども、未だ實際においてはその

論議検討を具体的に開始しない時の手續であると解すべ
 きである。これは常任委員會と公聴會とに關する限り、
 かく解釋せねばならないものと私は考ふるものである
 二、同頁に曰う（註）（委員條例準則の件（昭和二十二年
 五月二十九日各都道府縣總務部長宛行政課長）
 拜啓、先般の地方自治法に關するブロック會議の際御希
 望があつた常任委員會及び特別委員會の條例の準則を御
 参考までに送付します。なお、左記氣付までに申し添え
 ます

とあり、その二に曰う
 常任委員は、その事務部門に精通することができるよう
 交代制をとらず、なるべく議員の任期間一委員會の委員
 たらしめるのが適當と思われ
 これは特別な事由又は重大な故障のない限り 至極當然
 であると思ふ。然るにわが憐むべき中村町政に在つては
 公民館に關する何等具体的な研究をしていない。即ち無
 知識な議員共が集つて如何に鳩首熟議するような眞似を
 して見た處で、最初から斯々云々で用途變更の陳情をし
 ようという悪質計畫であつたのであるから、公民館問題
 が正しい軌道に乗つて論議検討される筈がないのである
 一休常任委員會の權限も特別委員會の權限も、辯別できな
 いような不勉強な議員共が、公聴會を開いた處で、決し
 てほんとうに正しい世論を洞察することなど、できるも

のではない

三、右「條例の準則」の「四」に曰う
公聴會の運営は、できるだけこれを自由にし民意の暢達
に努められたい

これは公聴會の性格上、當然中の當然な事柄である。然
るに去三月六日夜、特別委員會が開催した違法公聴會
は、既に本文において述べたように、又々「政府をだま
くらかす」ために開催したものであつて、魚谷議長が反
對者の意見を抑制したり、福邊壽太郎議員が演説して世
論を用途變更及び新公民館建設の方へ誘導したり、笹原
武重が弘報委員會委員長でありながら、あらかじめ謀議
して正論者の意見を封殺したり、意見發表の代表者を選
出さしたり、坂本清馬の町内では、彼が代表者にならな
いように陰險な手段を用いて、中村演劇株式會社のゆわ
ゆる重役で、しかも毎日公民館にいつて映畫興行をやつ
ているボスを代表者に選出したりしたような公聴會で、
自由に表明せられた意見を求めることなど、決して出來
るものではないのである

四、二六一頁、何府議會常任委員會及び特別委員會條例

準則第二十五條に曰う

公聴會に出席した者は、何人と雖も委員長の許可を受け
公聴會の案件につきその意見を述べることができる
前條の規定による参加者は、他の出席者に優先してそ

の意見を述べ又は常任委員に對して質問することができ
る。

既に述べたように、代表者として選出された者約二百五
十名、その中出席者約百八十名、意見を發表した者十七
名であつたのにも拘らず、他の凡そ四百名の出席者の中
で意見を述べたいと云つた者に對して、一人も意見を表
明さないような、專制的な公聴會などで、ほんとうに
正しい世論を調査することは、たとひ神でも絶対に出來
ない事柄である

要するに三月六日夜の公聴會は、町民の世論を公正に聽く
ため開催されたものではなくて、又々「政府をだまくらか
して」用途變更するのが、その唯一の目的であつたのであ
る

右坂本清馬

歎願理由書 第九卷

世論調査について

私は、三月十二日朝「幡多支廳土木課建築監視員宮崎譽富」氏が差出した左記公文書（往復はがき）を配達された

往 信

中村町立公民館につき調査

中村町立公民館は昨夏以來屢々問題と成つてをり、最近別に公民館を建設し、現公民館を廢止し、映畫演劇場へ使用變更の許可申請を計畫あるやの様承知して居ります此の問題につき貴殿の御意見を拜聴し参考としたいと思ひますから、賛否何れか〇印を附し御回答下さい

返 信

一、現公民館は、社會教育法に基づき、尙娛樂室、郷土品陳列室等約八坪増築しなければ、公民館として完成しません

つきましては、此の際現公民館を映畫劇場に轉用することとし、別に新に公民館を建築することにつき

(イ) 賛成 (ロ) 不賛成 (至急)

私は、之を受取つて、「支廳に彼等共同謀議者共の手が伸びているではないか、少くとも支廳長等が政治的に「町」の陰謀を援助していることだけは事實である」と窃に嗟嘆し、左記意見を「返信」の餘白に朱記して回答した

現公民館を政府の命令通りに増築して公民館として使用

すればよい

別に新に公民館を建築する必要はない

右増築に要する費用は新公民館建築費を充當すればよい用途變更は絶対反對である

抑も現在の公民館が、今日の如き紛擾を起こし、政府及縣廳に幾多の手續を累わし

剩へ四國民事部にまで非常な御心配と御手数とを掛け

坂本町長、上野助役、森議員、植田議員、池川議員等が、用途變更のために上京する毎に浪費した公金、及び用途變更に關する謀略を密議するために、屢々開いた町本會議や

委員會の費用、並に町長交際費四十万円等を合計すると、總工費は概算七百万円以上に達しをり、更に法律違反、命令不服従等によつて町民の遵法精神に重大な悪影響を及ぼ

したことなどに關して、彼等共同謀議者共に法律的並に政治的責任のあることは、言うまでもない所であるが、支廳

長及宮崎監視員にも、職務上の責任があると曰わねばなら

ない。何故かと言へば、赤堀支廳長が自己の公僕としての責任を自覺し、且つ職務に忠實であつて、よく宮崎監視員

と協議し、本建築工事が始つた當初から時々之を臨檢し、

嚴にその違反建築について警告を發し、それでも服従しな

ければ、建築中止若しくは建許失効の處置を取つていたならば、この不正事件及び紛擾は起らなかつた筈であるからである

然るに赤堀支廳長は、その職務上、當然負うべき自己の責任を自覚反省しないで、卒爾として如上の公文書（調査はがき）を發せられたが、私は之を見て、果して同氏が本問題をほんとうに正しい世論によつて、解決したいという意圖であるか否かを疑わざるを得ないのである。

若し赤堀支廳長が、誠心誠意、この問題について、わが中村町のために憂慮しているならば、如上の公文書を發する前に、公民館の設置目的、その運営方法、その行事、その事業及び公民館に依つて町民全体が享受する利益等について、先づ全町民に十二分の知識を興える方法を講ずるのが先務的必要條件ではなかつたかと思われ。

況んや新に公民館を建築することが正當であり且つ許可されると仮定しても、之れが完成するまでは、赤堀支廳長は宮崎監視員をして、現在の公民館を、社會教育法の規定に基いて、娛樂室、郷土品陳列室等を速に増築して、公民館として登録し且つ使用さすように督促さすべき職責があるにおいてをや。

私は如上の公文書の「調査文面」が餘りに簡単に過ぎて、「こういう文面では賛成者のみを募集するに等しい」と思ひ、かた／＼宮崎監視員の性格及びその公平な職務振りを知つていたのであるから、果して最初からこんな文案であつたか否かを調査した。

調査の結果は、私の想像していた通り、赤堀支廳長が、自

ら上長としての公正な職責を没却して、彼等共同謀議者共の利益を計るために、如上の公文書を發せしめたことが分つた。

最初の文案は、本問題の真相を、よく町民に知らした上でその賛否を問うのが至當であるといふので、次の内容を持つものであつた。

記

一、現在の公民館は、違反建築物であるから、娛樂室、郷土品陳列室等を増築しなければ、公民館として認められない。

二、社會教育法實施以前から、臨時建築制限規則は、實施されているのであつて、本規則においては、公民館と劇場との用途は、判然と區別されている。

三、右の理由で、社會教育法が出来たために、公民館で映画演劇が出来なくなつたのではない。固より最初から公民館では出来ない規則になつてゐる。

四、監督官廳には、公民館として建築許可を受けて劇場を建てた、町民に對しては公民館で映画演劇が出来ると欺いて建てた。

（備考、坂本曰、三月六日夜の公聴會で、町議會議長 龜谷長衛氏は「政府をだまくらかして劇場を建てた」と公言した。）

五、現在の公民館は、町財政を補うために稅收獲得の目的

で建てた

六、新に建てる公民館は、町の基本財産である町立図書館を賣却した金と、町財政の余裕金で建てるという

(備考、坂本曰、余裕金は一ベンスもないのである)

以上が最初の文案。あつて、宮崎監視員は、世論調査をするなら、公民館に關するほんとうの事情を町民に知らして後、やりたいという意見であつたが、私の想像では、支廳長等が、公民館の事情は大抵知つてゐるから、その必要がなからうというので、如上の公文書(往復はがき)となつたわけである

私は、宮崎監視員の意見が正しいと思う。何故かといへば公民館の事情は、町民に分つてゐるようで、實は分つてゐないからである

先づ第一に、公民館の設置目的、その運営方法、その行事その事業及之に依つて町民の享受する民主的生活の利益等

二、公民館を建てるために、公金の浪費、違法支出、不當支出等のあつたこと

三、彼等が公金を横領(?)をするために、不正予算を組んでおいて、最近になつて更生予算でその用途を書替えたこと

四、増資株三千八百株(十九万円)の増資の経緯

五、用途變更のために莫大な公金を浪費したこと

六、公民館を本據とする中村演劇株式会社と稱する營利團

の總資本、貸借關係、財産、損益計算等

七、中村演劇株式会社の脱税容疑事件

八、中村演劇株式会社は、民間法人であつて、町有でないという陰謀

九、用途變更の裏に包蔵されている陰謀

こういふことは、町民には分つてゐない

更に例を擧げるならば、三月六日夜の公聴會で、亀谷議長や、坂本町長や風邊、森、池川議員などの云つたことが、町民には分らない所がある

例えば亀谷議長が「中村演劇株式会社」は、民間法人であつて町有ではない。町は大株主であるというだけで、會社は町と別箇の獨立した法人であるから、町民が會社の損益計算を公表せよと要求しても、その町民が株主でない限り會社は之を公表する義務がない。此点混同しないようにして頂きたい」と云つたことと、同じく亀谷議長が「町は會社の大株主であるから株主總會の決議で、會社の財産である土地、即公民館の敷地を、無償で町に譲渡することが出来る」といつたことと矛盾が町民には分つてゐない

この公聴會の記録係が、町側に賛成する意見は記録し、反對する意見は記録しなかつたことのあることも、町民には分つてゐない

思うに心ある町民は、別に新に公民館を建てることは、益々町財政を困窮せしめることを看破してゐるけれども、此

等の町民でさえも、公民館が彼等自らの幸福追求のためにどれほど大きい役割を果たしているか、社会教育がわが中村町の民主的発展のためにどれほど大切であるかというところを、自ら知らうともせず、又知ることの出来る境遇におかれてもいないのであつて、今迄森町會議員等が盛に宣傳した「折角出来たものだから劇場映畫館にすればよい。あの位の劇場は一つ位あつてもよい」という戦後の頹廢氣分に乘つた巧妙な詭弁（トリック）にゴマカサレテ、娛樂即ち文化であるという誤つた文化概念しか持つていないのであるから、如上の公文書（調査はがき）を受取れば直ちに用途變更賛成、新公民館賛成という愚な意思表示をなすことは、火を踏むよりも明かである。

去年十一月二十二日、坂本町長は、用途變更申請が却下された直後、目下「用途變更申請中である」と虚偽の公文書を作成して、幡多郡下の青年團長宛に用途變更申請の署名運動を依頼したことがある。その時、わが中村町の署名捺印者の中には

- 一、満八才に五日不足の者
- 一、満六才四ヶ月二十六日の者
- 一、満三才八ヶ月二日の者
- 一、満二才九ヶ月二十六日の者
- 一、満一才四ヶ月十七日の者
- 一、満六才六ヶ月十六日の者

一、満七才八ヶ月十六日の者

一、満三才十一ヶ月の者

一、生後四ヶ月十一日の赤ん坊

等が含まれていた。以て如何にボスの力が強大であるかが分るではないか。こういう風にボスの勢力の旺盛なわが中村町において、世論調査を行うには、どうしても先づ合理的に町民の公正な批判力を啓發することが必要である。

何故かといへば、唯だ單に多數の意見が一致することのみを以て、直に普遍妥當性のある公正な意見とすることのできないことは、われわれが平生或る専門の技術又は事業について屢次經驗する所であるからである。

例えば航海について考へて見るに、船の航路に關しては幾千人の乗客の衆智よりも、唯一人の船長の知識、經驗、技術の方が正しいのであつて、この場合の多數の意見、即ち衆智は、實は衆愚であつて衆智ではないのである。

ゼロは幾ら集めても零である。千百万億のゼロよりも、一箇の整数が人類社會の幸福追求のために、絶對量役立つたことは、古今東西の歴史の實証して餘りある所である。

其處でわが中村町において、公民館か劇場かということについて、町民の世論を調査するには、先づ全町民をして公民館の設置目的、その運営方法、その行事、その事業、及び公民館によつて町民全体が享受する利益等を、正しく認識さす方法を講ずることが必要である。

ほんとうに知るとは、事物の本質、性格、状態、構造、作用等を、知り悉く見究めることである。詰り智見であつて單なる「KNOWLEDGE」ではなす、即ち「INTELLIGENCE」——えす智である。

佛教では無明即煩惱といつて、一切の罪惡は皆無明即ち無知から生ずると教えてあるように、公民館か劇場かという命題は、われわれ中村町民が公民館に關する正しい智見を、獲得して後、始めてよく正しく判斷し、正しく解決し得るのである。

坂本清馬

歎願理由書 第十卷

公民館活動に關する

懇談會傍聽錄

一九五〇年二月二十一日午後一時から高知縣廳内縣教育長室で、四國民事部ヘーガー教育課長殿を中心として、公民館活動に關する懇談會が開催された。出席者は左記の人々であつた

ヘーガー教育課長殿、通譯濱田喜美子女史、縣社會教育課指導主任松本純一殿、縣私報課長上田修一郎殿、大篠村公民館長志波俊陽殿、森村公民館主事水田正憲殿、越知公民館係山本三男殿、中村町長坂本重道殿、中村町議會議員森清茂殿、全池川補殿

オヅズアーヴァー
 四國民事部スミス民間報道課長殿 全課通譯西村殿、中村町政革新有志、公民館研究者坂本清馬、全町映畫興行業者澤田寛君、高知市映畫興行業者富田乙松氏
 この傍聽錄は、中村町に關するものと、全國公民館活動に共通的なものを抄録したもので、特に大篠、森、越知の公民館活動に關するものは省略した

ヘーガー課長殿 中村町の公民館はどういう風になつてゐるのか

坂本町長 (1) 收容人員一、五〇〇名位の建物であつて、大集會と娛樂とに使用してゐる

- (2) プログラムは公民館と違ふ、二月の事をいへば
- (一) 中學校のPTAの資金募集のため映畫を二回上映
 - (二) 町役場の主催で「慰安の夕」として映畫を二回上映
 - (三) 町の弘報會の主催で町政批判討論會を一日
 - (四) 町の有志の主催で町政批判演說會を一日
 - (五) 中村勞政事務所の主催で勞働教育の映畫を一回
 - (六) 高等學校陸上部の資金募集のため映畫を行つた
 - (七) 映畫興行を中村演劇株式會社が月に十日行つた
- (此時第一町長と綽名されてゐる中村町政の思想的暴力家森清茂議員が、今月は今迄七日行つたと釋明したけれども、その日數は問題でない。たとい一日でも興行、即ち有料映畫を上映する以上は、「興行場として使用してはならない」の命令違反である)
- ヘーガー課長殿 私の方は教育關係であつて資金獲得は關係がない。何か教育に關するプログラムはないか
- 坂本町長 日向淺く教育に關するプログラムはないが、將來はそういう方向に進んで行きたいと思つてゐる
- ヘーガー課長殿 私の方は公民館を教育の基礎として、社會教育を目的としてゐるから、今後教育のプログラムがいよいよ進んでゐるといふ報告を頂きたい、できるだけのお助けをする

と懇篤なアドヴァイスを與えてから、公民館関係者達に對して、左記の通り極めて含蓄に富んだ、しかも極めて有益な話をされた

社會教育といふことは、今日の社會に重要性を有つてゐる

社會教育の進み方によつて、人民が幸福にも不幸にもなる

高知縣でも、公民館の問題が起つてゐるが、だんく重要性が認識されるようになって來る

然しまだ公民館のほんとうの價値、必要性が理解されてない

何のために必要であるか、町役場と如何なる關係があり、如何に連絡すべきかを研究してほしい
町政の円満な運営は、公民館活動を中心としてなされる

公民館の經營は、人民の全部が力を注ぐのと、一部が片手間にやるのとの相違で、公民館の發達に重大な影響がある

ほんとうに公民館を活用して、人民の大部分が受益者であることが望ましい

一部だけが受益者で、大部分が受益者でない時は

設置の必要を感じない（註、中村町立公民館は一部特定者の受益機關である）

日本だけでなく、高知縣だけでなく、米國でも特殊の人の利益機關であるかのようになつてゐる公民館がある

或る縣でも問題になつてゐる（註一）

全部が利益を受ける機關でなければならぬ

外の所でも集りが出來るといふこともある

然し公民館を中心にしてすべての團體が寄り合ひお互に話し合つて、文化を向上さし、政治を行う必要を、公民館の絶對理想としてゐる（註二）

CPA——公民館であるから、村の事、町の事を

知りたいと思ふ時は、公民館に行けば直ぐ分るといふのでなければならぬ（註三）

住民全部の公民館となつてゐるか、未だなつていないかによつて公民館の活動状態が分る（註四）

公民館利用の住民が何%あるか、パーセンテージを活かして下さい

公民館が建設された時、すべての住民が、その利益を知ることが、重要である

各層の者を連れて來て、すべての者が公民館によ

つて利益を受けるといふことを認識さすような、プログラムを立て、頂きたい(註五) 皆に楽しんでもらえる公民館でなければならぬ(註六)

健全な娯楽が必要である

日本の集會は餘り長過ぎることがある、餘り堅苦しいのはよくない

アメリカでも教育の重要性は認められているが、詰込主義ではいけない、音楽や映畫を取り入れて、高遠に過ぎないように努力している

然し娯樂が第一になつてはいけない、目的はやはり社會教育に在る、目的は目的として成功さすよりに計畫してほしい(註六)

子供を集めて健全な娯樂をする、子供も大人も一緒に集つて、一緒に樂み一緒に學ぶようにしてほしい(註七)

競技をやつて賞品をやるのもよい、時間があつたら誰もが公民館に行きたいと思うように、種々のプログラムを立てるようになるのがよろしい(註八 歎願理由書第三卷御參照)

住民生活の全部が公民館に關して來ることが重要

である(註九)

或る特殊のグループに有利であつても、大部分の住民が公民館を利用して其處で樂しめなかつたり又大部分が受益しないということになると、公民館は發達しない(註一〇)

大衆の人々を公民館に引きつけるプログラムがほしい(註一一)

世の中はスピードで變化している、次々に變つて來る、之に順應するプログラムを立ててほしい 茲に至つてヘーガー課長殿が、「どういふプログラムで、運営しているか」という意味の質問を發した處、越知町公民館係、森村公民館主事、大篠村公民館長は、大体左記の通り答えた

一、農業問題、經濟問題、新しい法律問題で、男子に知識を授ける

二、衛生、家計、家庭生活等で婦人を指導する

次にヘーガー課長殿は、再び坂本町長に「中村町の公民館は、どういふ風にやつていますか」と質問すると、彼は、一日も公民館活動をやつていないのであるから、次の通り答えた

大集會と娯樂とを主眼として建てた

別に新しい公民館を計畫したいと考えている

と言つたが、ヘーガー課長殿は、無言であつた

彼れ坂本町長は「純然たる公民館を建築する」と許可申請書を提出して、許可を受けるとその許可申請書に添附してあつた公民館建築設計圖を大工に見せないので、大工をして別に劇場建築設計圖を拵えさせて、純然たる劇場兼映書館を建築させた。即ち三月六日夜の公聴会で亀谷長衛議長が公言したように「政府をだまらしかして劇場を建てた」、そしてわれわれ町民に對しては、公民館で映書演劇ができるから、と嘘を言つて劇場を建てた。加之町民の出資金も、劇場の株である、と云つて出させたから、今でも株式であると思つてゐる町民が澤山ある

新しい公民館を建てる計畫であるというのも、決して公民館を建てて公民館活動を盛にして、わが中村町の民主的発展を圖るのが、目的ではなくして、實際は何處までも最初の計畫通りに現在の公民館を劇場に用途變更するための悪手段、即ちトリックである

若し彼が眞にわが中村町の民主的発展のために、どうしても公民館が必要であるということを、自覺してゐるならば、ヘーガー課長殿が、上記註一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一の運営方法、及び目的、受益等について、恰も學童に教えるが如く、盲者を導くが如く、諄々として教え、懇々と説かれた親切に對して、心から感謝、感激し、歸來直に昭和二十四年十二月八日發行建設省建許第

三、一〇三号の命令通りに、現在の公民館を増築修補して一日も速に公民館活動を開始しなければならぬ筈である右命令が町長に傳達されたのは、十二月十三日頃であつた爾來既に百餘日を経過してゐる今日、未だ増築修補工事を行わない坂本町長の腹は、ほんとうに「公民館活動のため」に新公民館を建築しなければならぬというのではなくて、之によつて「政府をだまらしかして」現在の公民館の用途變更をするためである

但し一月十七日頃、全く會議室として使用することの出来ない、全然物置と同然である薄暗い板圍の二室を作るには作つたが、(その内部はコンクリートの階段に取つた觀覽席を存置してある)、實際は之を増築しなければ、二階の使用禁止を解除してもらふことが出来ないもので、二階の使用禁止を解除して貰わなければ、映寫機を使用して映畫興行を行うことが出来ないからである(註、これは三月五日の浪曲大會に、右板圍を撤去して以來毎日之を初計畫通り觀覽席に充用してゐるのを見ても、事實として實證することが出来る)その後四月二十四日、縣建築課長の命令不完全に於て會議室を増築修補したヘーガー課長殿は、最後に縣教育課指導主任松本純一殿に「度々こういう集りをしてゐる／＼プログラムを研究して、公民館が自分達の家になるように研究してほしい」と曰われた

ツール長官殿 私に現在の公民館の用途變更に對して、一

身を犠牲にする覚悟で、飽までも反対する所以は、公民館をわれわれ中村町民の家として使用し、健全娯樂及び民主的教養の道場となし、以てわが中村町の民主的発展の策源地となして、租税完納の文化都市、万人安樂の理想郷を建設したいからであります（歎願理由書第一卷御對照）

坂本清馬

敬白